

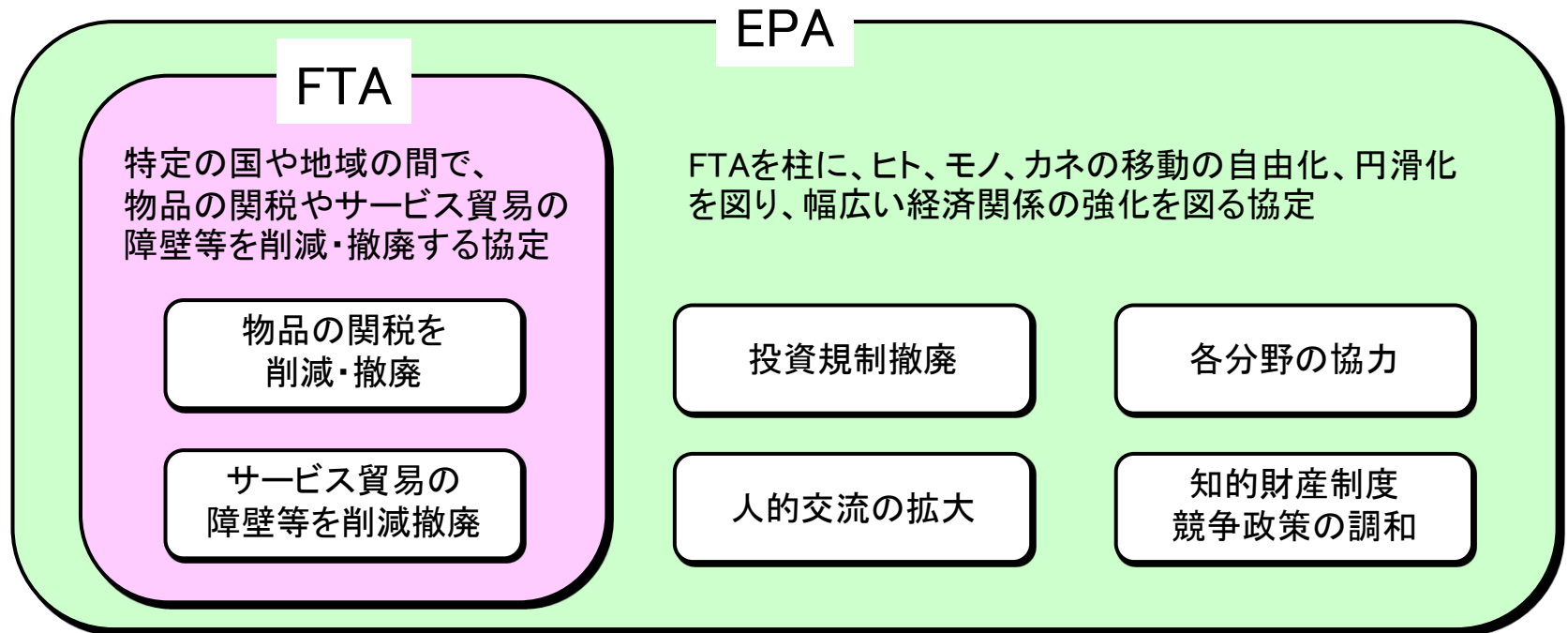
日本の経済連携協定(EPA)特恵関税利用のための 基礎知識と手順・実務

2016年7月1日版

1. EPAを物品貿易に利用するための基礎知識	2-15頁
HSコード	5-6頁
関税	7-11頁
原産地規則と原産地証明書	12-15頁
2. EPA特恵関税適用のための4要件	16-17頁
3. EPA特恵関税を利用するための手順	18-19頁
輸出の場合	18頁
輸入の場合	19頁
4. EPA特恵関税率とMFN税率	20-26頁
5. 原産地規則と原産性の証明	27-56頁
6. 特定原産地証明書発給申請と原産品判定後の管理	57-62頁
7. EPA特恵関税適用申告した輸入通関手続き	63-66頁

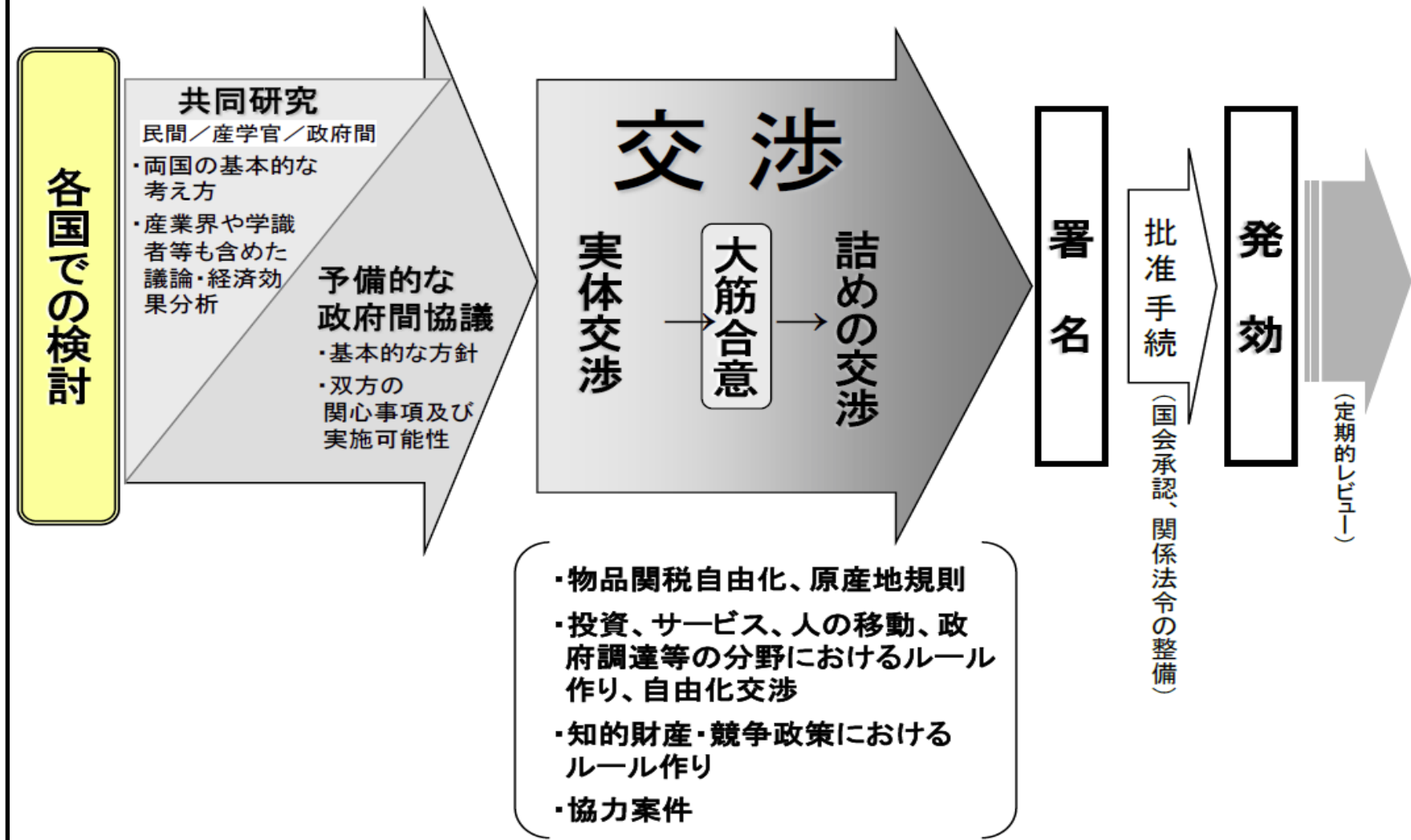
経済連携協定(EPA)とは？

経済連携協定(EPA・・Economic Partnership Agreement)
自由貿易協定(FTA・・Free Trade Agreement)



経済連携協定交渉の一般的流れ

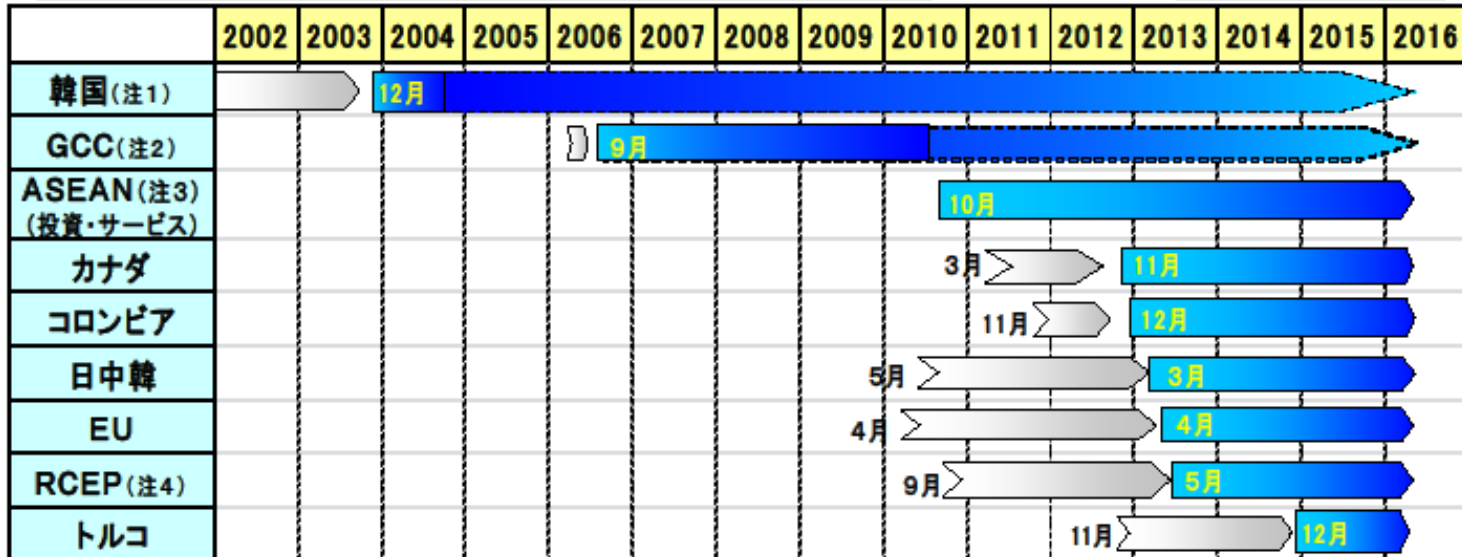
経済連携交渉の一般的な流れ



出所：経済産業省対外経済政策総合サイト「我が国のEPA/FTAに向けた取組について」

日本の経済連携協定(EPA)

各国との交渉中EPAの進捗状況 (2016年6月時点)



※発効又は署名済みEPA

シンガポール	2002年11月発効 (2007年9月改定)	フィリピン	2008年12月発効
メキシコ	2005年 4月発効 (2012年4月改定)	スイス	2009年 9月発効
マレーシア	2006年 7月発効	ベトナム	2009年10月発効
チリ	2007年 9月発効	インド	2011年 8月発効
タイ	2007年11月発効	ペルー	2012年 3月発効
インドネシア	2008年 7月発効	豪州	2015年 1月発効
ブルネイ	2008年 7月発効	モンゴル	2016年 6月発効
ASEAN(物品貿易)	2008年12月発効	TPP(注5)	2016年 2月署名 (未発効)

(注1)日韓EPA：1998年からシンクタンクによる共同研究を経て、2004年11月以降、交渉中断。

(注2)GCC(湾岸協力理事会)：アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン(計6か国)。2009年以降、交渉延期。

(注3)日・ASEAN包括的経済連携協定：物品貿易については署名・発効済(インドネシアとの間では未発効)であるが、投資・サービスについては、2010年から交渉中。

(注4)RCEP(東アジア地域包括的経済連携)：ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計16か国)。

(注5)TPP(環太平洋パートナーシップ)：シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本(計12か国)。

関税分類番号(HSコード)-1

1. 関税分類番号(HSコード)とは？

通称「HS条約」と呼ばれる「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に基づく。日本も加盟しているこのHS条約は1988年1月に発効し、2015年5月現在153国・地域が加盟し、HS適用国(含HS条約非加盟国)は208国・地域にのぼる。HS品目表は5年ごとに改正され(直近では2002年、2007年、2012年)、次回は2017年に改正される予定。

HS: Harmonized Commodity Description and Coding System

(注)HS条約では6桁を条約加盟国共通とし、7桁目～10桁目の4桁分の数字は各加盟国が独自に細分化し番号を付与して統計用を使用したり、独自の通関システムに使用する番号を付与するなどして利用できる。従って、7桁以降の分類は各国ごとに独自分類されており、その分類の仕方はそれぞれ異なる。日本の場合、6桁数字に3桁の統計品目表の細分番号を加えた数字を統計用として使用している。EPAでは6桁の関税分類番号(HSコード)で関税率、原産地規則等が規定され、特定原産地証明書には6桁を記載する。

関税分類の事例(りんごの例): 08⇒類、0808⇒項、0808.10⇒号

統計品目番号(りんごの例) : 0808.10-000

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201_jr.htm

2. 取り扱い品目の関税分類番号の特定(HSコードの特定は輸入国税関が行う)

各国の関税や特惠関税の原産地規則、その他輸出入規制などはHSコードごとに規定されている。対象輸入品のHSコードの特定は輸入国税関が輸入者の情報や現品チェックをして判断する。輸出統計用の輸出統計番号や輸出関税用HSコードは輸出国税関が判断する。EPAやFTA特惠関税や原産地規則はHSコードごとに規定されており、正しいHSコードが特定されないとEPAが意図した対象産品に対する関税障壁撤廃が反映されない。EPA特惠関税利用のためのHSコード特定は以下の方法を推奨する。

- a) 輸入締約国へ当該対象産品を初めて輸出する場合、輸入者を通じて輸入国税関に文書による関税率分類の事前教示(Advance Ruling of Tariff Classification)を利用してHSコードの特定をする。
- b) 過去に輸入締約国に同一製品を輸出入したことがあるならば、その輸入時の納税証明書、輸入許可証のHSコード、あるいは統計品目番号を輸入者に問い合わせる。

関税分類番号(HSコード)-2

3. 日本のEPAのHSコードの取り扱い

日本のEPAでは、個々の協定の譲許表(附属書1)や品目別原産地規則(附属書2)がいつの時点のHSコードで規定されているか定められている。原産地証明書上のHSコードは協定で規定されている統一システムのHSコードで記載する。一方、輸入申告書(Import Declaration)には最新時点のHSコードを記載する。従って、EPAを利用する対象製品の最新HSコードが過去の統一システムのHSコードから変更された品目の場合、原産地証明書上のHSコードと輸入申告書上のHSコードは異なる。

2009年1月以降に発効したEPA(日本スイスEPA以降)の譲許表・品目別規則は2007年度版HSコードに基づく表記になっている。現在発効しているEPAのHSコードは以下のとおり。

- ★2002年版HSコードで規定されているEPA: 日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン
- ★2007年版HSコードで規定されているEPA: 日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー
- ★2012年版HSコードで規定されているEPA: 日オーストラリア、日モンゴル

最新HSコードが過去の統一システムのHSコードから変更されているか調べる場合、(財)日本関税協会ウェブサイト「輸出統計品目表の改正」をご利用ください。

参考資料:

税関「関税分類の概要」	http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201_jr.htm
税関「輸出統計品目表2016年版」	http://www.customs.go.jp/yusyutu/2016/index.htm
税関「実行関税率表2016年6月7日版」	http://www.customs.go.jp/tariff/2016_6/index.htm
税関「輸出入手続きの便利な制度」	http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a
税関「輸入申告書」	http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020.pdf
税関「輸入申告書記載要領」	http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020k.pdf
ジェトロ「アセアン各国の関税事前教示制度」	http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/procedure/pdf/classification.pdf
ジェトロ「タイ事前関税率分類サービスについての告示」	http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/business/regulations/pdf/trade_3_2008.pdf

関税の種類

基本税率	協定や別途法律で定めのない限り適用する原則的な税率。現在、東ティモール、北朝鮮、赤道ギニア、レバノンなど数カ国に適用
WTO協定税率	WTO全加盟国・地域及び二国間条約で最恵国待遇を約束している国からの産品に対しそれ以上の関税を課さないことを約束(譲許)している税率(協定外の国・地域であっても、相互主義に則り、その国・地域との外交関係も考慮し、協定税率が適用される)
一般特惠税率 (GSP税率)	開発途上国で、特惠関税の供与を希望する国のうち、わが国が当該供与を適当と認めた国(特惠受益国)を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率。開発途上国の輸出、所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率(特惠税率)を適用する制度(GSP: Generalized System of Preferences)。特惠原産地証明書(Form A)が必要
特別特惠税率 (LDC税率)	特惠受益国のうち、後発開発途上国(LDC)を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率であり、税率は全て無税。また、LDCを原産地とする一般特惠対象品目を輸入する場合も、LDC特惠税率が適用され、無税となる。LDC特惠税率の適用には、原則として、特惠原産地証明書(Form A)の提出が必要。関税暫定措置法で定められている
協定特惠税率 (EPA特惠税率)	日シンガポールEPA、日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日チリEPA、日タイEPA、日インドネシアEPA、日ブルネイEPA、日アセアンCEP、日フィリピンEPA、日スイスEPA、日ベトナムEPA、日インドCEPA、日ペルーEPA、日オーストラリアEPA、日モンゴルEPA

	協定	非協定
特惠	EPA特惠税率 (対:シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、アセアン、フィリピン、スイス、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル)	一般特惠(GSP)税率 特別特惠(LDC)税率
非特惠	WTO協定税率	基本税率

出所: 税関ウェブサイト「関税のしくみ」、外務省ウェブサイト「特惠関税制度」から一部抜粋

関税率表の見方1

関税局のウェブサイト 実行関税率表(2016年6月版)

http://www.customs.go.jp/tariff/2016_6/index.htm

第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品
第1類 動物(生きているものに限る。)

印刷用表示 「印刷用表示」を押下すると、以下の表が印刷しやすいように全体表示になります。

2016年6月7日現在

WTO協定税率

暫定税率

一般特惠税率(GSP税率)

EPA特惠税率

基本税率

特別特惠税率(LDC特惠税率)

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 (Tariff rate)																	単位 Unit					
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	スイス Switzerland	ベトナム Viet Nam	インド India	ペルー Peru	豪州 Australia	モンゴル Mongolia	I	II	
	2 その他のもの																							
210	①解凍馬(解馬の解凍用以外の用途に供するものであり、かつ、包装しないうちのものである旨が法令で定めるところにより証明されたものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税			NO
230	②その他のもの	4,000,000円/頭		3,400,000円/頭		無税																		NO 関税率は数量 単位別のもの 1頭につき 276,25万円
010.23	その他のもの																							
100	1 解凍馬以外のものである旨が法令で定めるところにより証明されたもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
	2 その他のもの																							
210	①解凍馬(解馬の解凍用以外の用途に供するものであり、かつ、包装しないうちのものである旨が法令で定めるところにより証明されたものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
230	②その他のもの	4,000,000円/頭		3,400,000円/頭		無税																		NO
010.20000	ろ馬	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
010.30000	その他のもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO

出所:税関ウェブサイト

関税率表の見方2

WTO加盟国、便益関税受益国及び二国間協定により最恵国待遇(MFN)を認めている国を原産地とする輸入貨物に適用する最恵国待遇税率(MFN税率)は以下の通り決定される

協定税率が設定されている品目	暫定税率が設定されている品目	暫定税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		暫定税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目	基本税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		基本税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	基本税率を適用
協定税率が設定されていない品目	暫定税率が設定されている品目		⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目		⇒	基本税率を適用

(注) MFN: Most Favored Nation (最恵国待遇)

出典: 税関ウェブサイト「税率決定までの流れ」より一部抜粋

関税率表の見方3

一般特惠関税(GSP)、特別特惠関税(LDC)と経済連携協定(EPA)特惠関税の関係

日本が一般特惠関税の受益国として認めていた国と経済連携協定を締結し、発効した場合、その受益国に認めていた一般特惠関税対象のほとんどの品目はEPA特惠関税に取って代わる。ただし、一般特惠関税率がEPA特惠関税率より低い場合、更に、EPA特惠関税対象外(除外、再協議)の品目は、一般特惠関税が残り、利用することができる。一般特惠関税が残る品目は以下の税関ウェブサイトに掲載されている。

一方、特別特惠関税(LDC)は日本がその特別特惠関税の受益国と認めた国と経済連携協定を締結・発効しても、一般特惠関税のようにEPA特惠関税に取って代わることはなく、特別特惠関税は残る。従って、日本が特別特惠関税の受益国と認めた国では日本との経済連携協定を締結し発効すると、特別特惠関税、EPA特惠関税の双方が並存することになる。特別特惠関税用原産地規則とEPA特惠関税の原産地規則、原産地証明書のFormは全く異なるので注意が必要。

日本との間に2つの経済連携協定が発効している場合の取り扱い

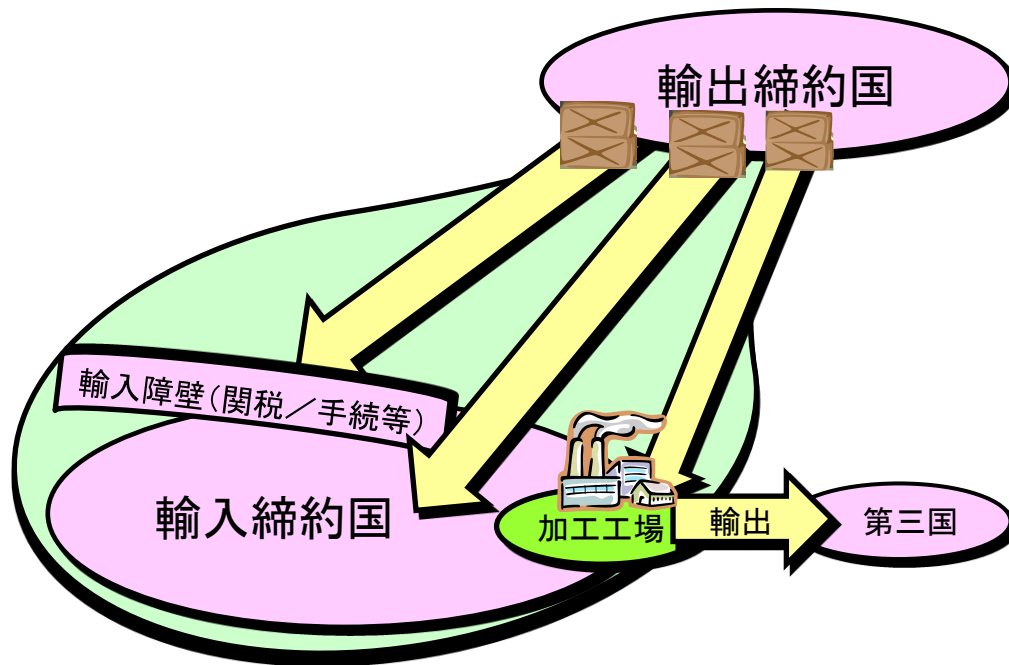
タイ、マレーシア、フィリピン、ブルネイ、シンガポール、ベトナムの6カ国は、日本との間に2カ国間協定とASEANとの地域間協定の2種類の経済連携協定が発効しているので、どちらのEPAでも利用できる。これらの二国間協定とASEANとの地域間協定はそれぞれ独立した協定であり、それぞれ独自の特恵関税、原産地規則、原産地証明書Formが規定されている。従って、利用者自身の取引に都合の良いどちらかのEPAを選択して利用するが、それぞれ独自の特恵関税、原産地規則、原産地証明書Formを混同して利用することはできない。

参考資料:

税関ウェブサイト「一般特惠税率の適用が可能な品目」:

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei.htm

参考資料-1



物品貿易の自由化

物品貿易の自由化には、関税引き下げ・撤廃の輸入関税障壁撤廃等の他に、輸出入手続きの簡素化や規格・検疫相互認証などの非関税障壁撤廃もEPA締結の大きな目的である。

輸出製品の輸入原材料の輸入関税

輸入関税の主目的は国内産業と市場の保護や振興育成である。従って、輸入後に加工や修理、検査などを行った後、輸出することがあらかじめわかっている場合、輸入原材料に対する輸入関税は課さないのが本来の思想である。東南アジア諸国や開発途上国では輸出奨励による経済発展を意図し、外国からの投資を奨励し外資による工場には保税・各種減免税等の恩典を認めている。

このような投資奨励の恩典を認められている工場では、事前に所轄税関に申告しておけば輸出製品の輸入原材料や生産設備には輸入関税は課されない。また、投資奨励の恩典が認められていない場合でも、タイ関税(BIS)法第19条第2項の様に輸入時または、産品輸出後に手続きにより還付を受けることができる。ただし、輸入国の国内法によっては、国内産原材料の使用促進のため、対象品目が制限されていたり、マレーシアのように対象輸入原材料が国内では調達できないことを証明することが求められる場合もあるので、輸入者を通じ輸入国の国内法を調べる必要がある。EPAやFTA特惠関税を利用する前に、このような保税や輸出産品用輸入原材料関税還付が可能か否か調査し、利用可能な場合、EPAやFTA特惠関税の利用より、これらの方法による輸入関税の減免をおすすめする。

参考:ジェトロ「タイ関税制度」>その他の輸出振興策および特典
「マレーシア関税制度」>その他の関税特惠

http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/trade_03/
http://www.jetro.go.jp/world/asia/my/trade_03/

原産地証明書

1. 原産地証明書とは？

原産地証明書とは貨物の原産地、つまり貿易取引される輸出品や輸入品の国籍を証明した証明書である。EPA原産地証明書は、協定ごとに定められた品目別の原産地規則を満足し、それを証明し、当該国政府指定発給機関の判定を受けて初めて発給される(第三者証明制度)場合と輸出者、生産者、輸入業者が自己で証明する制度がある。EPAごとにそのフォームが規定され、その記載内容も定められていて、各EPAごとの専用特定原産地証明書となっている。指定された記載内容以外の記載、登録された締約国発給機関の署名者、輸出者以外の署名のあるものは特定原産地証明書自体が無効である。特惠関税原産地証明書の意義は迂回貿易による特惠関税適用防止の役割が大きい。

2. 日本の原産地証明書の種類

	内容	用途・根拠協定/法律など
一般原産地証明書	原産地証明書発給の要請: (1) 輸入国の法律・規則に基づく要請 (2) 契約や信用状の指定 ただし、記載事項はあくまで発給機関の定める発給規則に基づいて作成される。契約及およびL/C条件が発給規則に矛盾しないように注意必要。	<ul style="list-style-type: none">・ 関税手続きの簡素化に関する国際条約 (ジュネーブ条約、1923年11月3日署名)・ 原産地の認定基準 関税法基本通達 (68-3-5)
GSP用原産地証明書 (Form A)	発展途上国・地域が供与を希望し、先進13力国と地域がその供与を適当であると認めた一般特惠関税適用の条件の一つとして輸入国での輸入申告に必要。 LDC特別特惠関税要も同じForm A	<ul style="list-style-type: none">・ Decision of the GATT contracting parties of 28 November, 1979, entitled "Differential and more favorable treatment, reciprocity and fuller participation of developing countries"・ 関税暫定措置法 特惠関税等
特定原産地証明書	2カ国・地域のFTAの特定特惠関税適用の条件の一つとして輸入締約国の輸入申告に必要	特定原産地証明書の必要な日本の経済連携協定締結の相手国・地域:シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル

世界のFTA原産地証明制度

分類		制度概要	FTAの事例
第三者証明制度		輸出者が第三者機関(政府または指定機関)に対して、輸出商品が原産地規則を満たしていることを証明する情報を提供し、第三者機関が当該製品の原産性を判定し、特定原産地証明書を発給する制度	日本・シンガポール、日本・メキシコ、日本・マレーシア、日本・タイ、日本・チリ、日本・インドネシア、日本・ブルネイ、日本ASEAN(AJCEP)、AFTA、中国ASEAN、韓国ASEAN、シンガポール・インド等
ハイブリッド型	認定商品制度 当初、第三者証明・その後は一定期間に限り、インボイス・デklarेशन	全ての輸出者に対し、最初の輸出時には第三者機関が商品の原産性を認定、その後一定期間は、輸出ごとに原産地証明書を取得することは不要	EU・EFTA(スイス除く)、EU・メキシコ、EU・チリ、EFTA・メキシコ、EFTA・チリ等
	認証輸出者制度 (EUの協定例:商業文書上に指定宣誓文、認定輸出者番号、署名を行う)	政府又は指定された第三者機関によって認定された輸出者に対し、自己証明制度やより簡単な申請方法を適用する制度。認証輸出者以外に対しては、第三者機関による判定が必要	EU・EFTA(スイスを除く)、EU・メキシコ、EU・チリ、EFTA・メキシコ、EFTA・チリ、日本・スイス、EU・韓国等
自己証明制度 (NAFTAの協定例:商業文書上に指定先制文、署名を行う)		全ての輸出者が、自らの責任で原産性を証明する制度	NAFTA、米国・豪州、米国・シンガポール、トランスパシフィック、シンガポール・NZ、メキシコ・チリ、タイ・NZ、米国・韓国、日・豪州等

出所: ジェトロ貿易投資白書2008-FTAをめぐる課題; 原産地証明手続き

原産地規則-1

1. 原産地規則とは？

原産地規則とは、原産地(物品の「国籍」)を決定するためのルール。関税政策等には、その適用・不適用が物品の原産地に依存する場合がある。

(例)一般特惠関税、EPA(経済連携協定)特惠関税、WTO協定税率、アンチ・ダンピング税等
そのような場合には、原産地規則を用いて原産地を決定することが必要になる。

経済連携協定においては、迂回輸入を防止し、協定に基づく特惠貿易を適切に運用することを目的として、「原産品」を認定するための要件、原産地証明書の発給および確認の手続等についての規則を規定している。品目別の原産地規則は附属書に、また原産地証明書の様式などについては運用上の手続規則に規定している。

2. 原産地証明書と原産地規則

2-1 非特惠用一般原産地証明書は発給国でそれぞれの国内法に規定された原産地規則を満足して当該政府機関あるいはその指定発給機関が発給する。

2-2 特惠用原産地証明書の中のGSP、LDC特惠用原産地証明書(Form A)は、供与国が定めた原産地規則を満足し、それを輸出国発給機関に証明し、国内法に従った発給申請手続きを行い受給する。

2-3 EPAやFTA用特定原産地証明書は輸出締約国が発行し、そのFormや記載内容が各協定に規定されており、一般規則や品目別原産地規則も協定ごとに定められている。異なる協定の同一品目の原産地規則が同じでも、救済規定や品目別原産地規則以外の詳細規定が異なる場合があり、注意を要する。

参考資料

税関ウェブサイト「原産地規則パンフレット(EPA原産地規則の初歩)」

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/pamphlet.pdf

税関ウェブサイト「一般特惠関税制度に係る原産地規則の概要」

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gensanchi/gaiyou_gsp.pdf

出所：税関「原産地規則について」から一部抜粋

原産地規則-2

3. 積送基準(直送の規定)

日本のEPAでは対象製品の輸送について、輸出締約国から輸入締約国まで、輸出締約国で証明された原産性を維持したまま輸送することを要求している。積送基準とは、対象製品が輸出締約国から輸入締約国に到着するまでに原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準である。その条件として、例えば日本タイEPAでは、次の様に規定されている。

- ・直接輸送されること
- ・積み替えまたは一時蔵地のために第三国を経由する場合、当該第三国で許容される作業は積卸しおよび産品を良好な状態に保存するその他の作業のみ。

これらの規定の要求にはその規定を満足していることを証明しなければならない。日本の国内法では通しの船荷証券の写しなどの運送要件証明書、加工などが行われなかったことを示す税関または他の権限を有する官公署が発給した証明書、その他税関長が適当と認める書類等の証明書類の提出が必要になる。

- ①加工などが行われなかったことを示す税関または他の権限を有する官公署が発給した証明書の例として、通称、非加工証明書が指定されるが、香港中国検験有限公司発行の未再加工証明、シンガポール税関のCertificate of non-manipulationなどが相当する。ただし、これらの証明、証明書が全てのEPA、FTAや全ての地域からの積み替えに発給されるとは限らないし、発給されても輸入締約国税関で受理されるとは限らない。事前に発給機関、輸入締約国税関に確認することをおすすめする。
- ②第三国で輸入通関し内貨にしてしまうと、輸出締約国発行の特定原産地証明書があっても通関した時点で証明された原産性は失効したものと見なされる。
- ③日本の国内法 関税法施行例第61条第1項第2号ロ
関税法基本通達68-5-1(1)ハ なお書き(積換地等についての締約国原産地証明書への記載)

参考資料

税関: 経済連携協定(EPA)に係る原産地規則の概要

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gensanchi/gaiyou_epa.pdf

出所: 税関「経済連携協定(EPA)に係る原産地規則の概要」から一部抜粋

EPA特恵関税適用のための4要件-1

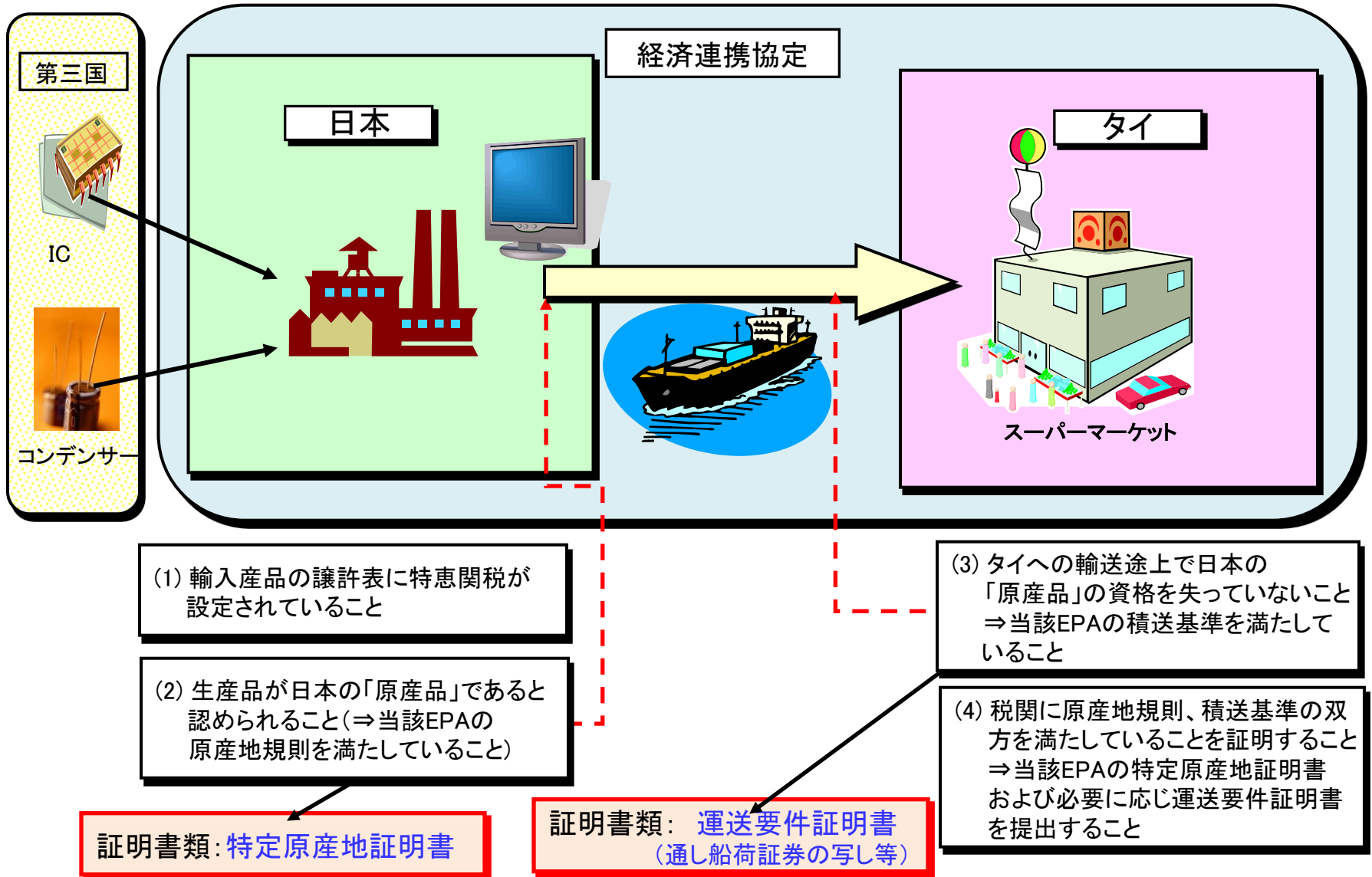
EPA協定特恵関税適用のための4要件

- (1) 対象産品が利用するEPAの関税スケジュール表(日本のEPAでは附属書1)の対象品目に指定され、**特恵関税が設定**されていること(除外品目、再協議品目ではないこと)
- (2) 対象産品に要求されている**原産地規則**(品目別規則あるいは一般規則)を**満足し**、それを**証明**すること
- (3) **積送基準**(直接輸送)を**満足し**、それを**証明**すること
- (4) 対象産品が原産地規則を満たし、積送基準を満たしていることを**輸入締約国税関に証明**すること(特定原産地証明書、認定輸出者が指定申告文を記載し署名した商業文書、通しの船荷証券の写し、Non-Manipulation Certificate、非加工証明、その他税関長が適当と認める書類等の証明書類の提出)

その他それぞれの協定の個別要求要件がある場合は、その個別要求要件を満たし、証明書の提出が必要。
以下代表例として紹介。

- ① 特定用途免税制度：JIEPAの特定用途免税制度を利用して輸入申告する場合、インドネシア税関に工業臣が承認済の特定用途免税制度登録証明書の写しを提出する。
ジェトロ http://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/jiepa/pdf/k_01.pdf
- ② JTEPAの自動車組み立て用部品免税制度：
工業省工業経済事務局(OIE)発行の輸入許可証をタイ税関に提出する
ジェトロ <http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/biznews/4fd6ed476a720>

EPA特恵関税適用のための4要件-2



出所: 財務省関税局「日タイ経済連携協定—原産地規則の概要」抜粋

EPA特恵関税を利用するための手順(輸出の場合)

1. 経済連携協定(EPA)・自由貿易協定(FTA)の調査

⇒輸出先が決定したら輸出国と輸入国が発効しているEPA・FTAを調べる

ジェトロ 「世界のFTA一覧」 <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/01/14985ca67be82942.html>

WTO Regional Trade Agreements Information System (RTA-IS) <http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>

UNESCAP Asia-Pacific Trade and Investment Agreements Database http://www.unescap.org/tid/aptiad/agg_db.aspx

ADB Asia Regional Integration Center <http://aric.adb.org/FTAbCountryAll.php>

2. HSコードの特定: 輸入国税関の判断したHSコードが必要

⇒輸入国で過去同一品を輸入した経験があれば、その時の税関が許可した輸入許可証に記載されているHSコード、対象品を初めて輸入するのであれば文書による品目分類の事前教示(Advance Ruling of Tariff Classification)によるHSコードを輸入者から連絡を受け、使用する

HSコードは6桁はHSコードを使用している国では共通であるが、5年ごとに改定される。日本が締結している経済連携協定では以下の通りそれぞれ使用されているHSコードの年度が明記されている。その特定原産地証明書には以下のHSコードで記載しなければならない。

2002年版HSコードで規定されているEPA⇒日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン

2007年版HSコードで規定されているEPA⇒日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー

2012年版HSコードで規定されているEPA⇒日オーストラリア、日モンゴル

3. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の特恵関税率と最恵国(MFN)税率を調べる

⇒通常輸入の場合適用されるMFN税率とEPA/FTA特恵関税率を調べ比較する

ジェトロ「世界各国の関税率」 <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

EPA/FTA特恵関税率:各協定附属書などの関税スケジュール表(譲許表)から調べる

4. 対象輸出産品に求められている原産地規則を調べ、その原産地規則を満たし、それを証明し、特定原産地証明書を受給して輸入者に送る

⇒利用するEPAあるいはFTAの品目別規則(PSR)を調べ、原産地規則の規定がなく一般原産地規則の規定がある協定は、一般原産地規則が原産地規則である

日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請マニュアル」https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

EPA特恵関税を利用するための手順(輸入の場合)

1. 経済連携協定(EPA)・自由貿易協定(FTA)の調査

⇒輸出国と輸入国が発効しているEPA・FTAを調べる

ジェトロ 「世界のFTA一覧」 <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/01/14985ca67be82942.html>

WTO Regional Trade Agreements Information System (RTA-IS) <http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>

UNESCAP Asia-Pacific Trade and Investment Agreements Database http://www.unescap.org/tid/aptiad/agg_db.aspx

ADB Asia Regional Integration Center <http://aric.adb.org/FTAbCountryAll.php>

2. HSコードの特定: 輸入国税関の判断したHSコードが必要

⇒輸入国で過去同一品を輸入した経験があれば、その時の税関が許可した輸入許可証に記載されているHSコード、対象品を初めて輸入するのであれば文書による品目分類の事前教示(Advance Ruling of Tariff Classification)によるHSコードを使用し、協定の原産地規則を調べた後、利用するEPA/FTA特恵関税を決定した後そのHSコードを輸出者に連絡する。HSコードは6桁はHSコードを使用している国では共通であるが、5年ごとに改定される。日本が締結している経済連携協定では以下のとおり

それぞれ使用されているHSコードの年度が明記されている。その特定原産地証明書には以下のHSコードで記載しなければならない。

2002年版HSコードで規定されているEPA⇒日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン

2007年版HSコードで規定されているEPA⇒日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー

2012年版HSコードで規定されているEPA⇒日オーストラリア、日モンゴル

3. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の特恵関税率と最恵国(MFN)税率を調べる

⇒通常輸入の場合適用されるMFN税率とEPA/FTA特恵関税率を調べ比較する

ジェトロ「世界各国の関税率」 <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

EPA/FTA特恵関税率:各協定附属書などの関税スケジュール表(譲許表)から調べる

4. 対象輸入産品に求められている原産地規則を調べ、その原産地規則を満たしていることを輸出者に確認する

⇒利用するEPAあるいはFTAの品目別規則(PSR)を調べ、原産地規則の規定がなく一般原産地規則の規定がある協定は、一般原産地規則が原産地規則である

日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請マニュアル」https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

5. 対象輸入産品とその特定原産地証明書が到着後、EPA/FTA特恵関税適用を申告する輸入申告書に 特定原産地証明書、船荷証券の写し、通常の輸入申告に必要な書類を添付して税関に提出する

EPA特恵関税率とMFN税率-1

(日本マレーシアEPA譲許表の場合)

マレーシアの特恵税率はマレーシア側譲許表に記載

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
HS	Description of goods	Base Rate	Category	Note
7220 12	-- of a thickness of less than 4.74 mm:			
7220 12 110	Hoop and strip: not exceeding 24 mm in width	10%	B5	13
7220 12 120	exceeding 25 mm not exceeding 400 mm in width	10%	B4	13
7220 12 190	other		A	
7220 12 900	other		A	

↑
当該品目のHSコード(上6桁は国際共通)
(5、6頁参照)

↑
基準税率
必ずしもMFN税率
に一致しない

↑
撤廃までのスケジュール
(附属書1第1部一般的
注釈。次頁参照)

↑
附属書1第3部マレーシアの表についての注釈
(252頁参照)

<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/malaysia/epa/annex1.pdf>

13. (a) As from the date of entry into force of this Agreement, customs duty shall not be applied, provided that: (以下省略)

(注)協定Annex 1(附属書1)の関税スケジュール表は日本側、相手国側両方ともに同じ表形式で記載されていて、間違えやすい。
マレーシア側の譲許スケジュールは、Part 3 Section 1 Notes for Schedule of Malaysia (249頁～570頁)参照。

EPA特恵関税率とMFN税率-2

日本マレーシアEPA譲許表の場合

譲許表Column 4

コラム4	内 容	備 考
A	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目
Bn	協定の発効日から「n+1回」の毎年均等な関税引き下げ 基準税率から「n+1回」で撤廃	段階的関税引き下げ・撤廃品目 n = 5,6,7,9,10,15 初回:協定発効日、次回以降:4月1日 (マレーシア側:1月1日)
B4*	協定発効日から5回の毎年均等な関税引き下げ、2010年1月1日に関税撤廃	協定発効日(初回)、以降1月1日に関税引き下げ 対象品目:マレーシア側中古乗用自動車の一部等
B9*	協定発効日から10回の毎年均等な関税引き下げ、2015年1月1日に関税撤廃	協定発効日(初回)、以降1月1日に関税引き下げ 対象品目:マレーシア側モーターサイクルの一部等
P	協定の発効日から不均衡な関税引き下げまたは、撤廃	協定発効日(初回)、以降:4月1日に関税引き下げ (マレーシア側:1月1日) 対象品目:マーガリン、ココア調製品等
Q	関税割当(先着順) 1,000トン/年度まで無税	関税割当数量枠内減免税 対象品目:生鮮バナナ、丸キャベツ
R	協定の発効後、一定期間を経て関税撤廃等を交渉	再交渉品目
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目

(注)関税割当方式は「日本とASEAN諸国のEPAに基づく関税割当に関する手続き」の日本マレーシアEPAの両国手続きを参照ください。
http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/procedure/pdf/asean_tariff_allocation.pdf

EPA特恵関税率とMFN税率-3

日本マレーシアEPA譲許表の場合

マレーシア側譲許表Column 5

コラム5	マレーシアの譲許スケジュールに関する注釈
1	関税割当・・・毎年100トン、枠内税率は無税、マレーシア発給の関税割当のための輸入ライセンスが必要、割当数量配分は輸入国が行い、関税割当管理は輸入国が行う
2	協定の発効日から20%に引き下げ、11回の年均等な引き下げ
3	協定の発効日から5%に引き下げ、11回の年均等な引き下げ
4	関税率は10%になる
5	(i) 協定発効日から50%、(ii) 6年目から30%、(iii) 11年目から20%、(iv) 16年目から10%以下、(v) 以降の引き下げは再協議
6	(i) 協定発効日から20%、(ii) 4年目から10%、(iii) 6年目から無税
7	(i) 協定の発効日から20%、(ii) 6年目から10%、(iii) 11年目から無税
8	(i) 協定の発効日から15%、(ii) 6年目から10%、(iii) 8年目から5%、(iv) 10年目から無税
9	(i) 協定発効日から10%、(ii) 6年目から5%、(iii) 10年目から無税
10	(i) 協定発効日から15%、(ii) 4年目から5%、(iii) 7年目から無税
11	(i) 協定の発効日から35%、(ii) 2007年から20%、(iii) 2008年からCEPT率(5%)以下、(iv) 2010年無税
12	(i) 2007年末までBase Rate、(ii) 2008年からCEPT率(5%)以下、(iii) 2010年から無税
13	協定の発効日から以下の場合、関税は適用されない(すなわち、無税) (i) 自動車および同部品、電気・電子、造船および同修理、石油・ガス、鉄製家具、缶詰製造、建設、家庭用器具の製造業者によって輸入され、生産に直接使用される場合

EPA特惠関税率とMFN税率-4

日本マレーシアEPA譲許表の場合

「Bn」譲許品目の段階的引き下げ・撤廃の例

(例)いちじく(生鮮のもの) HS0804.20-010

日本側譲許・・・B5(5年6回の段階的引き下げによる撤廃)

MFN税率・・・6.0%

GSP税率・・・3.0%

EPA特惠関税率切り下げ時期(例外あり)

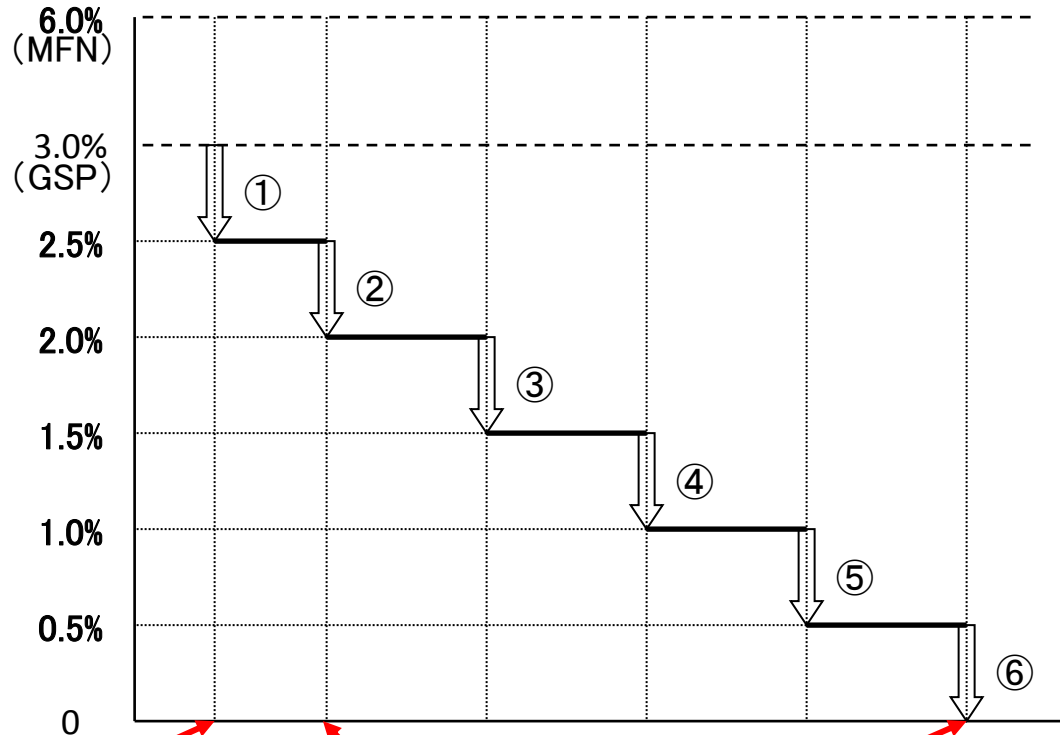
1月1日:マレーシア、インドネシア、スイス、カンボジア、チリ

4月1日:日本、シンガポール、メキシコ、タイ、ブルネイ、フィリピン、ラオス、ペルー、インド、ミャンマー、ベトナム

基準税率6.0%
ただし、GSP対象品目
については、GSP税率
が基準になる
例外:ガラス製の細貨

X年目の税率の計算

1回目の削減幅
 $3 \div (5 + 1) = 0.5$
X年目の税率
 $3.0 - X \times 0.5$



(注)協定発効後はEPA関税が
一般特惠関税(GSP関税)
に変わることになる

発効日
2006年7月13日

日本側:発効後次の年から4月1日
(マレーシア側は1月1日)

6年目2011年4月1日 撤廃

EPA特恵関税率とMFN税率-5

逆転現象

★逆転現象とは？

同じHSコードの税率が経済連携協定の特恵関税よりMFN関税の方が低くなっている現象をいう

★なぜ逆転現象が起きるのか？

経済連携協定の特恵関税のベースレートはMFN関税、GSP関税、その他の関税である。経済連携協定の交渉から発効までの期間(数年要する)に、様々な要因から協定の特恵関税が交渉によって決まっても、その協定の特恵関税とは無関係にMFN関税を引き下げることがある(協定税率の交渉が一つのプレッシャーになることもあり得る)

★逆転現象への対処

関税の低いMFN関税の適用を申告すればよい。

MFN関税が協定の特恵関税より低くなったことは本来、経済連携協定が目指す貿易障害の削減・撤廃がかなったことになり、また、特定原産地証明書の取得が不要になって、貿易自由化が一步進んだことになる。メキシコ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN(日本、ベトナムの税率のみ)、スイス、ベトナム、インド、ペルーとの経済連携協定では「MFN税率がEPA税率より低い場合その低いMFN税率を適用する」

★今後の対応

- ①経済連携協定の特恵関税は協定に記述のない限り、MFN関税が協定の特恵関税より低いからといって、再交渉することはない
- ②現時点で協定の特恵関税の方がMFN関税より低くても、MFN関税はいつ協定の特恵関税より低く改定されるかはわからない。従って、定期的にMFN関税をチェックすることをお勧めする。

世界各国の関税率-1

JETROのウェブサイトからタイの関税率を調べる

<http://www.jetro.go.jp/biz/tariff/>

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外ビジネス情報 サービス 国・地域別に見る 目的別に見る 産業別に見る

目的別に見る 輸出 世界各国の関税率

輸出

輸出のコンテンツ一覧

世界各国の関税率

このページを印刷する

米国FedEx Trade Networks社が有料で提供している世界の関税率情報データベース「WorldTariff」です。ジェトロと同社との契約で、日本の居住者はどなたでも、同社のサイトから無料で「WorldTariff」をご利用いただけます。

ご利用の前に

「WorldTariff」を利用して得たデータおよび印刷物は、著作物への利用、第三者への販売、その他再配布はできません。ご利用にあたっては同社ウェブサイトへの登録および同社の使用許諾条件の遵守が必要であることをご存知ください。ジェトロは「WorldTariff」の情報およびこの情報に基づいて行われた行為の結果についていかなる責任を負うものではありません。「利用規約」をご確認ください。データの更新状況は「リソースセンター」の「WorldTariff出版日付」のページにて必ずご確認ください。

収録内容

世界175カ国の関税率が検索できます。MFN税率（WTO協定税率）の他に、GSP（特恵税率）の税率も収録されています。また、輸入時にかかる諸税（付加価値税・売上税・消費税など画により様々）も調べることができます。

詳しく見る

初めての方へ

WorldTariffのウェブサイトでのユーザー登録が必要です。

詳しく見る

登録ユーザーの方

既にユーザーネームとパスワードをお持ちの方はこちらから、「利用方法」をご確認ください。

検索画面へ

初めての方は

World Tariff のユーザー登録が必要

・・・JETROウェブサイトユーザーIDとパスワードを
(即)取得可

My Profile | Support | Locations | English | Search or tracking number

FedEx Shipping Tracking Manage Learn FedEx Office

WorldTariff®

Global trade. Optimized.
Your source for international customs duty and tax information.

- Home
- About WorldTariff
- Register
- Testimonials

WorldTariff®

Access up-to-date global trade tariff information at your fingertips and in English. WorldTariff helps you navigate the complexities of international trade easily and affordably.

Registered WorldTariff Users

ユーザーIDとパスワードを入力してください。

ユーザーID

パスワード

パスワードをお忘れの場合

Need to Register?

Access comprehensive duty and tax data for over 175 customs areas.

Register now or learn more about WorldTariff benefits.

News

Canada Post Corporation Issues a 72-Hour Lock-Out Notice

More News

Contact Us

WorldTariff Customer Service
(24 hours a day, 7 days a week)
1.866.268.7692
ftinfo@fedex.com

U.S. Headquarters
FedEx Trade Networks
6075 Poplar Ave, Suite 300
Memphis, TN 38119

New and convenient payment options now available. Register now. customs areas. Learn More >

世界各国の関税率-2

国名、品目 (HSコード) を選択し Submit をクリック

品目別原産地規則

Agreement Specific Rules of Origin for 9405.40.20

仕向け国 輸出先: Thailand

品目: 94 - Furniture; bedding, mattresses, mattress supports, cushions and similar stuffed

品目: 9405 - LAMPS AND LIGHTING FITTINGS INCLUDING SEARCH-LIGHTS AND

Commodity Description: 9405 LAMPS AND LIGHTING FITTINGS INCLUDING SEARCH-LIGHTS AND SPOTLIGHTS AND PARTS THEREOF, NOT ELSEWHERE SPECIFIED OR INCLUDED; ILLUMINATED SIGNS, ILLUMINATED NAME-PLATES AND THE LIKE, HAVING A PERMANENTLY FIXED LIGHT SOURCE, AND PARTS THEREOF NOT ELSEWHERE SPECIFIED OR INCLUDED.

Thailand Rules of Origin: 9405.10-9405.90 A change to subheading 9405.10 through 9405.90 from any other subheading, or No required change in tariff classification to subheading 9405.10 through 9405.90, provided that there is a qualifying value content of not less than 40 per cent.

AJCEP Rules of Origin: RVC 40% or CTC (apply General Rules)

HS Number	Description	Unit	MFN
9405	LAMPS AND LIGHTING FITTINGS INCLUDING SEARCH-LIGHTS AND SPOTLIGHTS AND PARTS THEREOF, NOT ELSEWHERE SPECIFIED OR INCLUDED; ILLUMINATED SIGNS, ILLUMINATED NAME-PLATES AND THE LIKE, HAVING A PERMANENTLY FIXED LIGHT SOURCE, AND PARTS THEREOF NOT ELSEWHERE SPECIFIED OR INCLUDED		
9405.10.20	-- Chandeliers and other electric lamps of a kind used for lighting purposes		
9405.10.30	-- Lamps for operating rooms		
9405.10.40	-- Spotlights		
9405.10.40	-- Fluorescent lamps and lighting fittings		
9405.10.90	-- Other		
9405.20.10	-- Electric table, desk, bedside or other lamps		
9405.20.90	-- Other		
9405.30.00	-- Lighting sets of a kind used for general illumination		
9405.40.20	-- Other electric lamps and lighting fittings		
9405.40.40	-- Searchlights		
9405.40.50	-- Other, of a kind used for lighting purposes		
9405.40.60	-- Other exterior lighting		
9405.40.70	-- Non-flashing aerodrome beacons, aircraft, ships, vehicles, and other signaling lights		
9405.40.80	-- Pilot lamps with fittings for use on aircraft		
9405.40.91	-- Other:		
9405.40.99	-- Of oil-burning type:		
9405.50.11	--- Of brass, used for religious rites	kg	20%
9405.50.19	--- Other	kg	20%

①MFNと特惠関税を比較して低い方が表示される
②どの税率を適用しているかが表示される
MFN税率 (Most-Favored Nation Treatment・・・最恵国待遇)

譲許スケジュール

TH HS number 9405.40.20

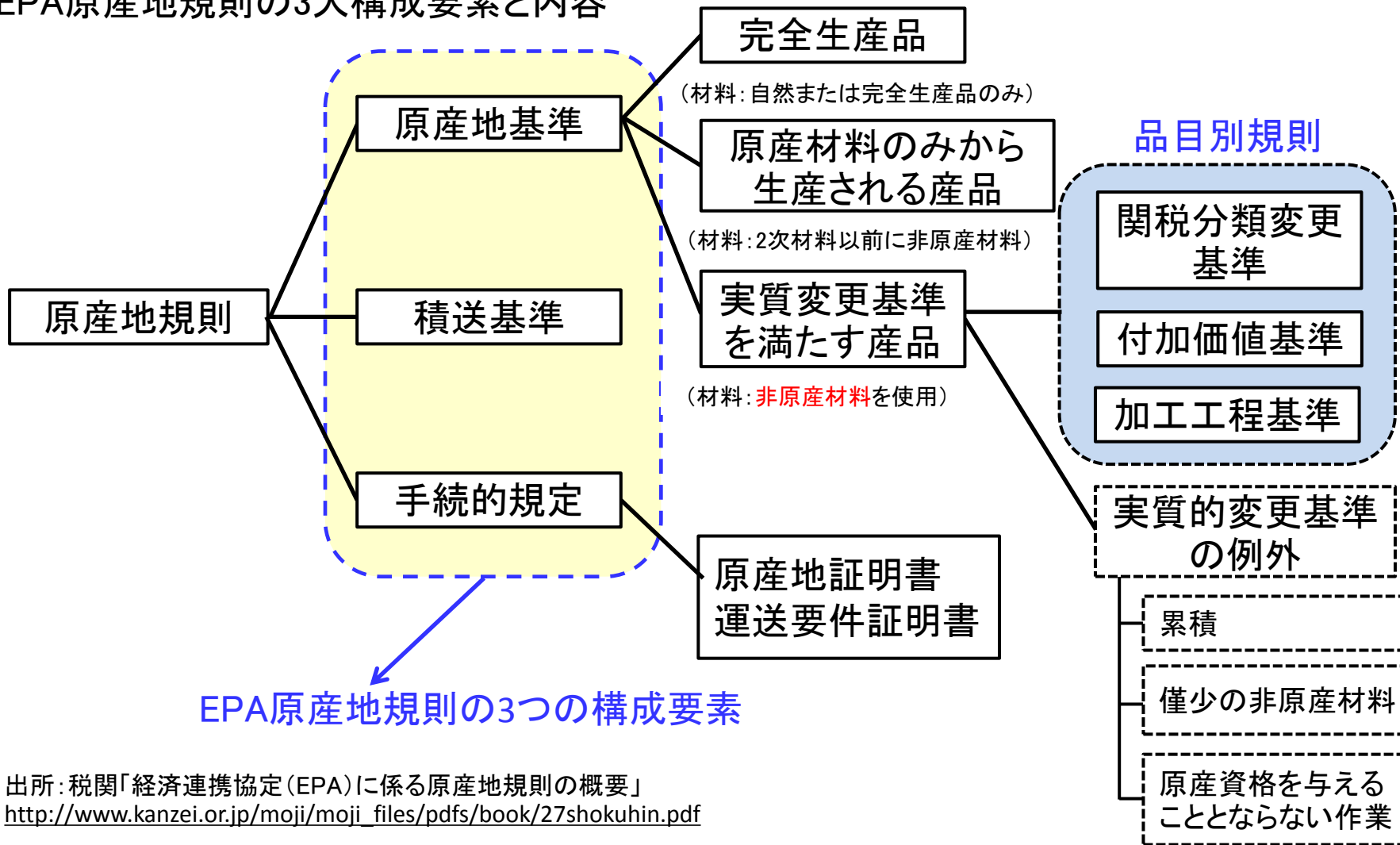
Commodity Description: LAMPS AND LIGHTING FITTINGS INCLUDING SEARCH-LIGHTS AND SPOTLIGHTS AND PARTS THEREOF, NOT ELSEWHERE SPECIFIED OR INCLUDED; ILLUMINATED SIGNS, ILLUMINATED NAME-PLATES AND THE LIKE, HAVING A PERMANENTLY FIXED LIGHT SOURCE, AND PARTS THEREOF NOT ELSEWHERE SPECIFIED OR INCLUDED.

Country of Origin	Duty Rate	Rate Description
Albania	20%	MFN Applied
Algeria	20%	MFN Applied
Angola	20%	MFN Applied
Argentina	20%	MFN Applied
Armenia	20%	MFN Applied
Australia	Free	Thailand - Australia Free Trade Agreement
Italy	20%	MFN Applied
Jamaica	20%	MFN Applied
Japan	Free	Japan Thailand Economic Partnership Agreement
Jordan	20%	MFN Applied
Kazakhstan	20%	MFN Applied
Kenya	20%	MFN Applied
Kuwait	20%	MFN Applied
Kyrgyzstan	20%	MFN Applied
Laos	Free	ASEAN Free Trade Agreement
Latvia	20%	MFN Applied

HSコードをクリックすると輸出国ごとに最も低い税率が調べられる

EPA原産地規則と原産性の証明-1

EPA原産地規則の3大構成要素と内容



出所: 税関「経済連携協定(EPA)に係る原産地規則の概要」
http://www.kanzei.or.jp/moji/moji_files/pdfs/book/27shokuhin.pdf

EPA原産地規則と原産性の証明-2

完全生産品

日本タイ経済連携協定 第28条

1. 当該締約国において、完全に得られ、又は生産される産品であって、2に定めるもの(第28条項(a))
2. 次に掲げる産品は締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする(第28条2項)

項 目	例
(a) 生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、生育されたもの	家畜、養殖魚等
(b) 当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物	捕獲された野生動物
(c) 当該締約国において生きている動物から得られる産品	卵、牛乳、蜂蜜等
(d) 当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品	果物、野菜、切花等
(e) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質 {(a)から(d)までに規定するものを除く}	石油、石炭、岩塩等
(f) 当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の産品	公海で捕獲した魚等
(g) 当該締約国の工船上において(f)に規定する産品から生産される産品	工船上で製造した魚の干物等
(h) 当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする	大陸棚から採掘した原油等
(i) 当該締約国において収集される産品であって、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの	運転が不可能な中古自動車等
(j) 当該締約国における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの	木屑、金属の削り屑等
(k) 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、該締約国において回収される部品又は原材料	運転が不可能な中古自動車から回収したカーステレオであって、まだ音楽の再生が可能なもの等
(l) 当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品	(a)に該当する牛を屠殺して得られる牛肉等

出所:財務省「日タイ経済連携協定原産地規則の概要」

完全生産品の証明書例(保存版)

丸々青果貿易株式会社
〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32
電話: 03-3582-5171
FAX: 03-3582-5662

Marumaru Freuits Trade Co., Ltd.
1-12-32 Akasaka, Minato-ku,
Tokyo, 107-6006 Japan
Phone 03-3582-5171
Fax 03-3582-5662

2015年8月11日

長野県産りんごの原産性確認

当該生鮮果物林檎(種類:ふじ)HS0808.10が日本タイ経済連携協定第28条1項の完全生産品の原産性確認を以下のとおり行ったことを証明する。

1. 対象産品 : 生鮮果物林檎(種類:ふじ) (HS0808.10)
2. 生産地 : 長野県下伊那郡阿智村伍和
3. 対象経済連携協定 : 日本タイ経済連携協定 第28条1項 完全生産品
4. 添付書類 : 生産者による「農林産品に係る生産証明書」

以上
丸々青果貿易株式会社
代表取締役社長
賀投 太郎 **社印**

添付書類:農林産品に係る
生産証明書(次頁参照)

これらの確認書類は全て5年間の保管義務があり、特定原産地証明書発給システム「原産品判定依頼書」の誓約に基づき、両締約国政府および政府の指定する関係機関の要請に基づいて提出することもある(保存期間は協定により異なるので注意)

(注) 生鮮果物林檎をタイに輸出する場合、日本の植物検疫所の「植物検疫証明書」が船積ごとに必要

完全生産品の証明書例(添付保存版)

丸々青果貿易株式会社 殿

2015年7月15日

農林産品に係る生産証明書

住所：長野県下伊那郡阿智村伍和5621-6

氏名：有限会社 阿智農園

社印

下記の通り、生産されたものであることを証明します。

記

- | | |
|------------|-----------------|
| 1. 農林産物の種類 | 生鮮果物 林檎 (種類:ふじ) |
| 2. HSコード | HS0808.10 |
| 3. 収穫地 | 長野県下伊那郡阿智村伍和 |

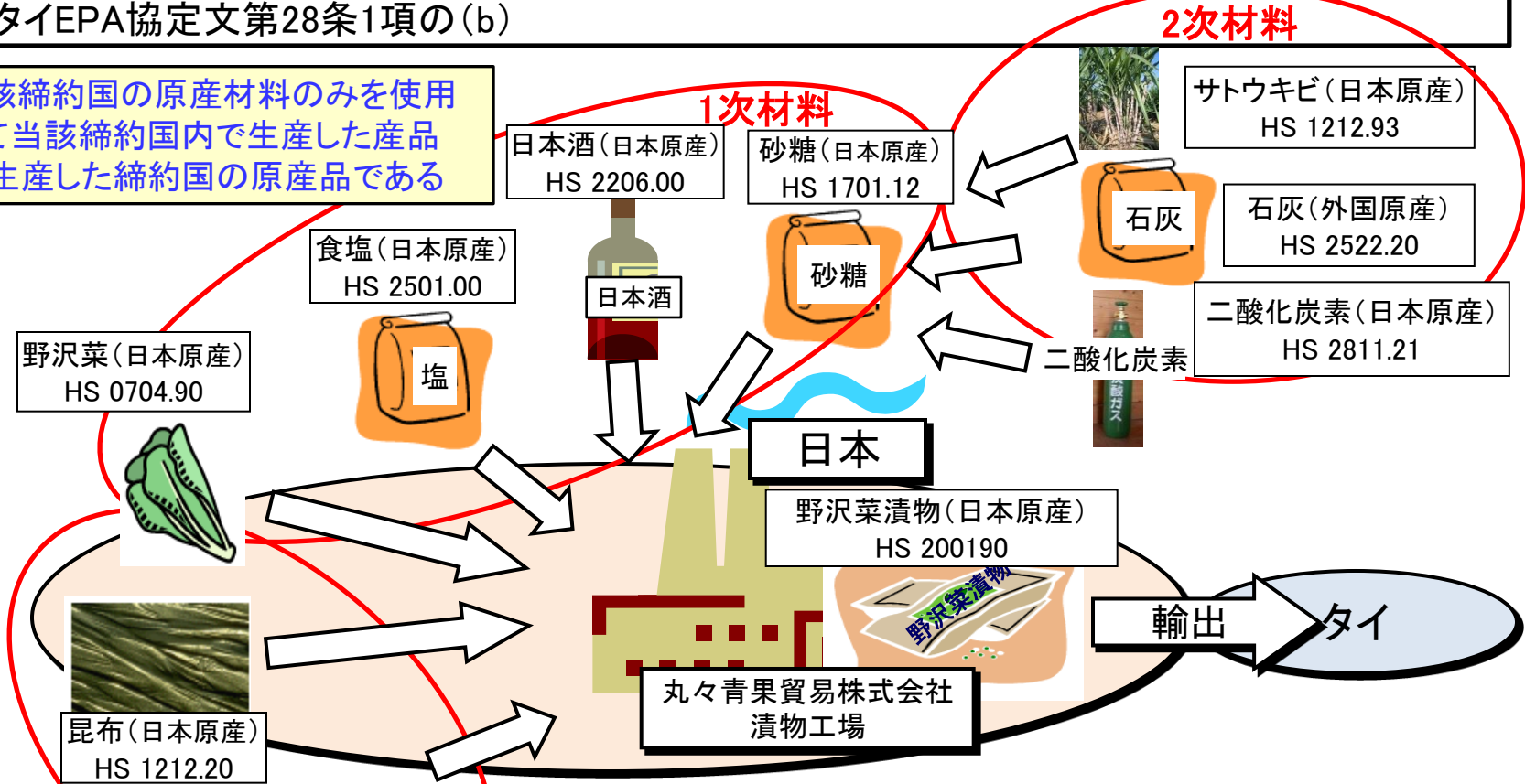
以上

(注) 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、あらかじめ日本商工会議所、あるいは日本貿易振興機構に個別にご相談ください。

EPA原産地規則と原産性の証明-3

原産材料のみから生産される産品
 当該締約国の原産品のみから当該締約国において完全に生産される産品
 日本タイEPA協定文第28条1項の(b)

★当該締約国の原産材料のみを使用して当該締約国内で生産した産品は生産した締約国の原産品である



解説: 原産材料のみから生産される産品とは、非原産材料である2次材料を使用して、当該締約国で生産され原産材料となった1次材料を含む原産材料のみで生産した産品の場合

原産材料のみから完全生産される製品の証明書例(A)-1

丸々青果貿易株式会社
〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32
電話: 03-3582-5171
FAX: 03-3582-5662

Marumaru Freuits Trade Co., Ltd.
1-12-32 Akasaka, Minato-ku,
Tokyo, 107-6006 Japan
Phone 03-3582-5171
Fax 03-3582-5662

2015年8月10日

長野県産「野沢菜漬物」の原産性確認

当該野沢菜漬物(HS2001.90)が日本タイ経済連携協定第28条1項(b)の「日本原産材料のみから日本国内において完全に生産される製品」である原産性確認を以下のとおり行ったことを証明する。

1. 対象産品: 野沢菜漬物 HS2001.90
2. 生産地: 長野県飯田市上飯田2581-65
ジェトロ青果貿易株式会社 飯田漬物工場
3. 対象経済連携協定: 日本タイ経済連携協定 第28条1項(b)
「日本原産材料のみから日本国内において完全に生産される製品」
4. 添付書類 生産者による原産材料の「農林産品に係る生産証明書」

以上

丸々青果貿易株式会社
代表取締役社長
賀投 太郎

社印

添付書類

野沢菜・柿皮の生産証明書

食塩の生産証明書

昆布の養殖証明書

日本酒の宣誓書

食塩の宣誓書

(注) これらの確認書類は全て5年間の保管義務があり、特定原産地証明書発給システム「原産品判定依頼書」の誓約に基き両締約国政府および政府の指定する関係機関の要請に基づいて提出することもある(保存期間は協定により異なるので注意)。

原産材料のみから完全生産される製品の証明書例(A)-2

丸々青果貿易株式会社 殿

2015年7月15日

農林産品に係る生産証明書

住所 長野県下伊那郡阿智村伍和5621-6
氏名 有限会社 阿智農園

社印

下記の通り、生産されたものであることを証明します。

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 農林産物の種類 | 生鮮野菜 野沢菜
乾燥果物 渋柿の皮 |
| 2. HSコード | HS0704.90 生鮮野菜 野沢菜
HS0813.40 乾燥果物 渋柿の皮 |
| 3. 収穫地 | 長野県下伊那郡阿智村伍和 |

以上

(注) 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、日本商工会議所、日本貿易振興機構に個別にご相談ください。
日本商工会議所 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

原産材料のみから完全生産される製品の証明書例(A)-3

丸々青果貿易株式会社 殿

2015年7月20日

食塩の生産証明書

住所 高知県土佐市宇佐3210-32

氏名 日本塩製造株式会社

社印

下記の通り、イオン交換膜製塩法による生産された日本原産品であることを証明します。

記

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| 1. 農林産物の種類 | 食塩 |
| 2. HSコード | HS2501.00 |
| 3. 収穫地 | 高知県土佐市宇佐3210-32
日本塩製造株式会社 土佐工場 |
| 4. 製造法 | イオン交換膜製塩法 |

以上

(注) 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、日本商工会議所、日本貿易振興機構に個別にご相談ください。
日本商工会議所 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

原産材料のみから完全生産される製品の証明書例(A)-4

丸々青果貿易株式会社 殿

2015年7月17日

昆布養殖証明書

住所 北海道函館市南茅部町327-78
氏名 有限会社 道南昆布商店

社印

当該昆布は下記の通り、養殖されたものであることを証明します。

記

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| 1. 昆布の種類 | 真昆布(HS1212.20) |
| 2. 生産水域 | 南茅部町沿岸の領海内 |
| 3. 生産方式 | 養殖(国産種苗を使用し、輸入種苗は使用していない) |
| 4. 使用された船 | 船名「第1昆布丸」(当社所有の舟)
乗組員は当社日本人社員のみ |

以上

(注) 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、日本商工会議所、日本貿易振興機構に個別にご相談ください。
日本商工会議所 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

原産材料のみから完全生産される製品の証明書例(A)-5

丸々青果貿易株式会社 殿

2015年7月20日

宣誓書

住所 : 新潟県長岡市宇佐境3320

社印

氏名 : 日本酒類製造株式会社

ご注文頂きました下記製品は、日本タイ経済連携協定の原産地規則に基づいた原産品確認の結果、以下の通り日本原産品であることを宣誓いたします。

尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は5年間保存し、日本、タイ両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じてその要請先に提出いたします。

今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

記

- | | | |
|----------------|--------------|----|
| 1. 納入製品 | 日本酒 NRS-2231 | |
| 2. HSコード | HS2206.00 | |
| 3. 日タイEPA原産地規則 | 完全生産品 | |
| 4. 確認結果 | 日本原産品 | 以上 |

(注) 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、日本商工会議所、日本貿易振興機構に個別にご相談ください。
日本商工会議所 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

原産材料のみから完全生産される製品の証明書例(A)-6

丸々青果貿易株式会社 殿

2015年7月20日

宣誓書

住所 東京都港区赤坂3-2285
氏名 赤坂糖類製造株式会社 **社印**

ご注文頂きました下記製品は、日本タイ経済連携協定附属書2の品目別規則に基づいた原産品確認の結果、以下の通り日本原産品であることを宣誓いたします。

尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は5年間保存し、日本、タイ両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じてその要請先に提出いたします。
今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

記

1. 納入製品 砂糖 SNR08857KS
2. HSコード HS1701.12
3. 原産地規則 類の関税分類変更基準（第12類の材料からの変更を除く）
4. 確認結果 日本原産品、但し、一部材料に非原産材料が含まれます。

以上

(注) 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、日本商工会議所、日本貿易振興機構に個別にご相談ください。
日本商工会議所 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

EPA原産地規則と原産性の証明-4

モールド金型8480.41

第8479.90号から第8480.79号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、**原産資格割合が40%以上であること**（第8479.90号から第8480.79号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない）



項(4桁)の関税分類変更基準

非原産材料の4桁HSコードが、その非原産材料を加工して生産された産品の非原産材料のHSコードとは異なる4桁HSコードに変更されれば原産品と見做す

40%以上の付加価値基準

加工・生産によって40%以上の付加価値が含まれていれば原産品と見なす

出所: 外務省

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/kyotei.html

八四七九・九〇一八四八〇・七九	九・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八四八一・一〇一八四八一・八〇	第八四七九・九〇号から第八四八〇・七九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七九・九〇号から第八四八〇・七九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四八一・九〇	第八四八一・一〇号から第八四八一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八一・一〇号から第八四八一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四八二・一〇一八四八二・八〇	第八四八一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四八二・九一八四八二・九九	第八四八二・一〇号から第八四八二・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八二・一〇号から第八四八二・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第八四八二・九一若しくは第八四八二・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八二・九一若しくは第八四八二・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

EPA原産地規則と原産性の証明-5

付加価値基準による原産品判定

当該取引品の原産資格割合(QVC)が当該品目別規則の割合以上であること

$$\text{原産資格割合 (QVC)} = \frac{\text{製品の価額(FOB)} - \text{非原産材料総価額(VNM)}}{\text{製品の価額(本船渡し価額)(FOB)}}$$

QVC: Qualifying Value Content

FOB: Free on Board

VNM: Value of Non-originating Materials

パーセント表示の原産資格割合

輸送方法を問わず買手から売手に支払われる貿易取引品の本船渡しの価額(ただし、当該品が輸出時に軽減、免除、払戻された国内税は含まない)

当該貿易取引品の生産に使用される非原産材料の総額

(注)本船渡し価額が不明で確認できない場合は、当該貿易取引品の買手から生産者への確認可能な最初の支払い価(例えば工場渡し価格=Ex-godown)

上記計算式を控除方式といい、付加価値基準の一般的計算式。この他、積上げ方式がある。ただし、協定によっては計算方式によって閾値が異なることがあり、注意を要する。

日本商工会議所 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

EPA原産地規則と原産性の証明-6

付加価値基準の計算 (控除方式)


モールド金型の原産地規則: 「8479.90-8480.79」
 第8479.90号から第8480.79号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、
原産資格割合が40%以上であること (第8479.90号から第8480.79号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない)

日本

原産材料

モールド金型HS8480.41

原産部材一覧表 (日本産品)



タイへ
500万円で輸出

台湾

総額48.5万円

非原産部材一覧表 (外国産/原産・非原産不明品)

番号	品名	材質	HSコード	注	価格(円)
1	スルーブッシュ用炭素鋼鋼材	S50C	7215.50	輸入	45,000.-
2	固定側型板用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51	輸入	100,000.-
3	コアー用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51	輸入	120,000.-
4	固定側取付板用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	輸入	120,000.-
5	スペンサブロック用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51	輸入	100,000.-
					合計485,000-

注: 宣誓書=国内調達原産部材の原産性確認宣誓書 合計1,140,000-

原産資格割合 = (FOB価額 - 非原産材料の価額) / (FOB価額) 40%以上なので **特定原産品!**
 = (500万円 - 48.5万円) / 500万円 = 90.3%

付加価値基準に基づく原産性確認書類の例(A) - 1

Kadokado Die Co., Ltd.
1-12-32 Akasaka, Minato-ku,
Tokyo, Japan 107-6006
Phone: 03-3582-5171 Fax: 03-3582-5171

角々金型株式会社
東京都港区赤坂1-12-32
電話: 03-3582-5171
FAX: 03-3582-5562

2015年8月30日

タイ向け射出成形用金型の原産品確認書

日本・タイ経済連携協定品目別規則に基づく原産品確認を以下のように行ったことを確認する。
(原産品確認のための部材詳細表添付)

1. 産品 射出成形用金型 型番: JDN-0021T (HSコード 8480.71)
2. 仕向け先 タイ王国
3. 利用する協定 日本タイ経済連携協定
4. 採用した原産地規則 原産資格割合が40%以上であること(付加価値基準)
5. 計算方式 控除方式

$$90.3\% = \frac{5,000 \text{千円} - 485 \text{千円}}{5,000 \text{千円}} \times 100$$

(40%以上)

角々金型株式会社
代表取締役社長 社印
経済 善夫

添付書類:
原産品確認のための部材詳細表(次頁)

これらの確認書類は全て5年間の保管義務があり、特定原産地証明書発給システム「原産品判定依頼書」の誓約に基づき両締約国政府および政府の指定する関係機関の要請に基づいて提出することもある(保存期間は協定により異なるので注意)

付加価値基準に基づく原産性確認書類の例(A)-2

原産品確認のための部材詳細表(付加価値基準)		2015年8月30日作成		
① 仕向け国、利用することになる経済連携協定				
仕向け国	経済連携協定	発効日		
タイ	日本タイ経済連携協定	2007年11月1日		
② 輸入者情報 輸入者名、所在地、電話番号				
輸入者名	所在地	電話番号		
Tenten Die Corp.	16th Fl. Of Nantawan Bldg. 161 Rajadamri Road, Bankok 10330, Thailand	66-2-253-6441		
③ 原産品情報 : 原産品判定対象の製品のHSコード(6桁)、品名(英語)、取引価格(円)				
HSコード(6桁)	品名(英文)	取引価格(円)	原産品判定基準	
8480.71	Injection type mold for plastics	5,000,000.-	VA (40%以上)	
④ 原材料情報 HSコード(6桁)、品名(英語)、原産・非原産の区別 備考(取引先名、輸入国、取引価額等)				
HSコード(6桁)	品名(英文)	原産・非原産の区別	備考	取引価格(円)
7215.50.	Carbon Steel S50C for Through-push スループッシュ用炭素鋼鋼材S50C	Non-originating M'tl 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付:Invoice	45,000.-
7208.51.	Carbon Steel S55C for Baseside Pattern Plate 固定側型板用炭素鋼鋼材S55C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co.,Ltd. 台湾、添付:Invoice	100,000.-
7208.51.	Carbon Steel S55C for Core コア用炭素鋼鋼材S55C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co.,Ltd. 台湾、添付:Invoice	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S25C for Baseside Supporting Plate 固定側取付板用炭素鋼鋼材S25C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付:Invoice	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S25C for Spencer Block スペンサーブロック用炭素鋼鋼材S25C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co.,Ltd. 台湾、添付:Invoice	100,000.-
7318.15.	Hexagon Bolt(8pcs.) 六角孔付きボルト(8本)	Originating M'tl 原産材料	MSネジ鋼、日本、添付:宣誓書	80,000.-
7318.15.	Guide Pin (4pcs.) ガイドピン(4本)	Originating 原産材料	MSネジ鋼、日本、添付:宣誓書	40,000.-
7208.51.	Strong Chromium Molybdenum Steel Plate SCM4 for Moving side pattern Plate 可動側型板用高強度クロムモリブデン鋼鋼板SCM4	Originating 原産材料	JTC金属鋼、日本、添付:宣誓書	200,000.-
7208.51.	Strong Chromium Molybdenum Steel Plate SCM4 for Holding Plate 受け板用高強度クロムモリブデン鋼鋼板SCM4	Originating 原産材料	JTC金属鋼、日本、添付:宣誓書	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S50C for Locate-Ring ロケートリング用炭素鋼鋼材S50C	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	50,000.-
7215.50.	Alloy Tool Steel SKS2 for Return Pin(4pcs.) リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼材SKS2	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	80,000.-
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Guide Pin Bush ガイドピンブッシュ炭素工具鋼鋼材SK7	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	50,000.-
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Push Pin(4pcs.) 突出ピン(4本)用炭素工具鋼鋼材SK7	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	80,000.-
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Knock-pin(8pcs.) ノックピン(8本)用炭素工具鋼鋼材	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	80,000.-
7208.51.	Carbon Steel S35C for Stick Plate (Upper) 突出板(上)用炭素鋼鋼材S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S35C for Stick Plate (Lower) 突出板(下)用炭素鋼鋼材S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	120,000.-
7208.51.	Carbon Steel S35C for Moving-side Supporting Plate 可動側取付板用炭素鋼鋼材S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付:宣誓書	120,000.-
				合計1,625,000.-

添付資料:

1. インボイス(台湾製部品)
2. 宣誓書/納品書or 請求書(MSネジ(株))
3. 宣誓書/納品書or 請求書(JTC金属(株))
4. 宣誓書/納品書or 請求書(日本鉄鋼(株))

(注)

これらの確認書類は全て5年間の保管義務があり、特定原産地証明書発給システム「原産品判定依頼書」の誓約に基づき両締約国政府および政府の指定する関係機関の要請に基づいて提出することもある(保存期間は協定により異なる)。

付加価値基準に基づく原産性確認書類の例(A) - 3

Taiwan Molding Co., Ltd.
 15th Floor No.321, Fu Shing, North Road
 Sec.1, Taipei, Taiwan (R.O.C.)
 Phone:+886(2)27742437
 Fax:+886(2)277442438

Taipei, July 1, 2015
 Invoice No. JTR-0023TM

INVOICE

BUYER:

Kadokado Die Co., Ltd.
 Akasaka 1-12-32, Minato-ku
 Tokyo, Japan 107-6006

Contract No.: JTOTM-00186X

Payment: Irrevocable Letter of Credit
 No.THK-00257H at sight in favor of us
 issued by Taipei Bank, Taipei Branch

Shipped per: "Ocean Blue"

From Keelung, Taiwan to Tokyo, Japan

<u>Case Mark & Nos.</u>	<u>Description</u>	<u>Q'ty</u>	<u>Unit price</u>	<u>Amount</u>
				<u>CIF Tokyo</u>
JETRO	Carbon Steel S50C for Through Push TM-00186-1J	1pce.	Japanese yen	¥45,000.-
TOKYO	Carbon Steel S55C for Base side Pattern Plate TM-00186-2J	1pce.		¥100,000.-
JTOTM-00186X	Carbon Steel S55C for Core TM-00186-3J	1pce.		¥120,000.-
CASE No.1-3	Carbon Steel S25C for Base side Supporting Plate TM-00186-4J	1pce.		¥120,000.-
MADE IN TAIWAN	Carbon Steel S25C for Spencer Block TM-00186-5J	1pce.		¥100,000.-
				<u>Total: Japanese yen ¥485,000.-</u>

"Freight Prepaid"

Pong Ming Hai
 Managing Director
 Taiwan Molding Co., Ltd

E.&O.E.

付加価値基準に基づく原産性確認書類の例(A) - 4

2015年8月13日

東京都港区赤坂1丁目12番32号
ジェットロ金型株式会社御中

東京都足立区千住緑町5-10-34
MSネジ株式会社 社印
代表取締役社長 輸出 次郎

宣誓書

拝啓

貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度ご注文頂きました下記製品は、日本タイ経済連携協定附属書Ⅱの品目別規則に基づいた原産品確認結果の結果、以下の通りであることを宣誓いたします。

尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は5年間保存し、日本、タイ両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じてその要請先に提出いたします。

今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

敬具

記

品名	弊社型番	HSコード	確認結果
六角孔付きボルト(8本)	XY-321S	7318.15	原産材料
ガイドピン(4本)	XY-332P	7318.15	原産材料

以上

(注) 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、日本商工会議所、ジェットロに個別にご相談ください。
日本商工会議所 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

付加価値基準に基づく原産性確認書類の例(A)-5

2015年8月11日

東京都港区赤坂1丁目12番32号
ジェトロ金型株式会社御中

東京都大田区蒲田5-8-34
JTC金属株式会社
代表取締役社長 貿易 太郎

社印

宣誓書

拝啓

貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、この度ご注文頂きました下記製品は、日本タイ経済連携協定附属書Ⅱの品目別規則に基づいた原産品確認結果の結果、以下の通りであることを宣誓いたします。

尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は5年間保存し、日本、タイ両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じてその要請先に提出いたします。
今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

敬具

記

品名	弊社型番	HSコード	確認結果
高強度クロムモリブデン鋼 鋼材(可動側型板用)	ABC-123	7225.50	原産材料
同上(受け板用)	ABC-124	7225.50	原産材料

以上

(注) 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、日本商工会議所、ジェトロに個別にご相談ください。
日本商工会議所 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

付加価値基準に基づく原産性確認書類の例(A)-6

2015年8月11日

東京都港区赤坂1丁目12番32号
ジェットロ金型株式会社御中

東京都中央区日本橋5-8-34
日本鉄鋼株式会社 **社印**
代表取締役社長 鉄鋼 三郎

宣誓書

拝啓

貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度ご注文頂きました下記製品は、日本タイ経済連携協定附属書Ⅱの品目別規則に基づいた原産品確認結果の結果、以下の通りであることを宣誓いたします。

尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は5年間保存し、日本、タイ両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じてその要請先に提出いたします。

今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

敬具

記

品名	弊社型番	HSコード	確認結果
炭素鋼鋼材 S50C(ロケートリング用)	NS-0658CA	7208.51	原産品
合金工具鋼鋼材SK32(リターンピン4本用)	NS-0659CA	7215.50	原産品
炭素工具鋼鋼材SK7(ガイドピンブッシュ用)	NS-0660CA	7215.50	原産品
炭素工具鋼鋼材SK7(突出ピン4本用)	NS-0661CA	7215.50	原産品
炭素工具鋼鋼材SK7(ノックピン8本用)	NS-0663CA	7208.51	原産品
炭素鋼鋼材 S35C(突出板(下)用)	NS-0664CA	7208.51	原産品
炭素鋼鋼材 S35C(可動側取付板用)	NS-0665CA	7208.51	原産品

以上

(注) 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、日本商工会議所、ジェットロに個別にご相談ください。
日本商工会議所 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

付加価値基準に基づく原産性確認書類の例(A)-7

原産品確認表(関税分類変更基準)		2015年8月1日 日本鉄鋼株式会社作成	
1. 利用する経済連携協定			
完成品仕向国	経済連携協定	発効日	
タイ	日本タイ経済連携協定	2007/11/1	
2. 納入先情報			
納入先	所在地	電話番号	
Jetro Die Corp.	〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32	03-3582-5171	
3. 材料情報			
HSコード(6桁)	品名(英文)	取引価格	原産材料判定基準
7208.51	Carbon Steel S50C for Locate Ring	¥5,000	CTH(項変更)
4. 原材料情報			
HSコード(6桁)	品名(英文)	原産・非原産	備考
7205.10	Sintered Iron 焼結鉱	原産	自社製品
7203.90	Pellet ペレット	原産	自社製品
2601.11	Iron Ores 鉄鉱石	非原産	Brazil Iron Ores Corp. ブラジル 添付: Invoice
2704.00	Cokes コークス	非原産	Australian Coal Corp. オーストラリア 添付: Invoice
2521.00	Limestone Fluxes 石灰石	原産	日本鉱物(株) 添付: 生産証明書

保存書類:
1. 宣誓書の控え
2. 原産品確認書

添付書類:
原産品確認書
インボイス
生産証明書

(注)
原産品確認書は
納入したアイテム
ごとに作成し、
5年間保管する

(注) 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、日本商工会議所、ジェトロに個別にご相談ください。
日本商工会議所 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

EPA原産地規則と原産性の証明-7

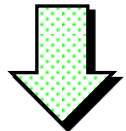
付加価値基準の計算(積み上げ方式)

モールド金型HS8480.41
 いくつかの原産材料で原産資格割合(金型の場合40%)を超えることが明らかな場合

原産材料(日本国産)				
番号	品名	材質	HSコード	価格(円)
1	六角孔付ボルト(8本)	SKS7	7318.15	80,000.-
2	ガイドピン(4本)	SKS7	7318.15	40,000.-
3	可動側型板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	200,000.-
4	受け板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51	120,000.-
5	ロケートリング用炭素鋼鋼板	S50C	7208.51	50,000.-
6	リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼板	SKS2	7215.50	80,000.-
7	ガイドピンブッシュ用炭素工具鋼鋼板	SK7	7215.10	50,000.-
8	突き出しピン(4本)用炭素工具鋼鋼板	SK7	7215.10	80,000.-
9	ノックピン(8本)用炭素工具鋼鋼板	SK7	7215.10	80,000.-
10	突出板(上)用炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000.-
11	突出板(下)用炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000.-
12	可動側取付板炭素鋼鋼材	S35C	7208.51	120,000.-
合計				1,140,000.-

FOB価額 ¥ 2,000,000.-

原産材料の価額算出:
 付加価値基準の閾値を超えるまでの原産材料の価額
 (全ての原産材料の価額ではない)
 (閾値) 2,000千円 × 40% = 800千円



原産材料を800千円以上になるよう積み上げる。

原産材料積み上げると合計: 820千円

原産品判定

$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{積み上げた原産材料の合計}}{\text{FOB価額}} \times 100$$

(40%)

$$\text{原産資格割合} = \frac{820\text{千円}}{2,000\text{千円}} \times 100$$

41% > 40%

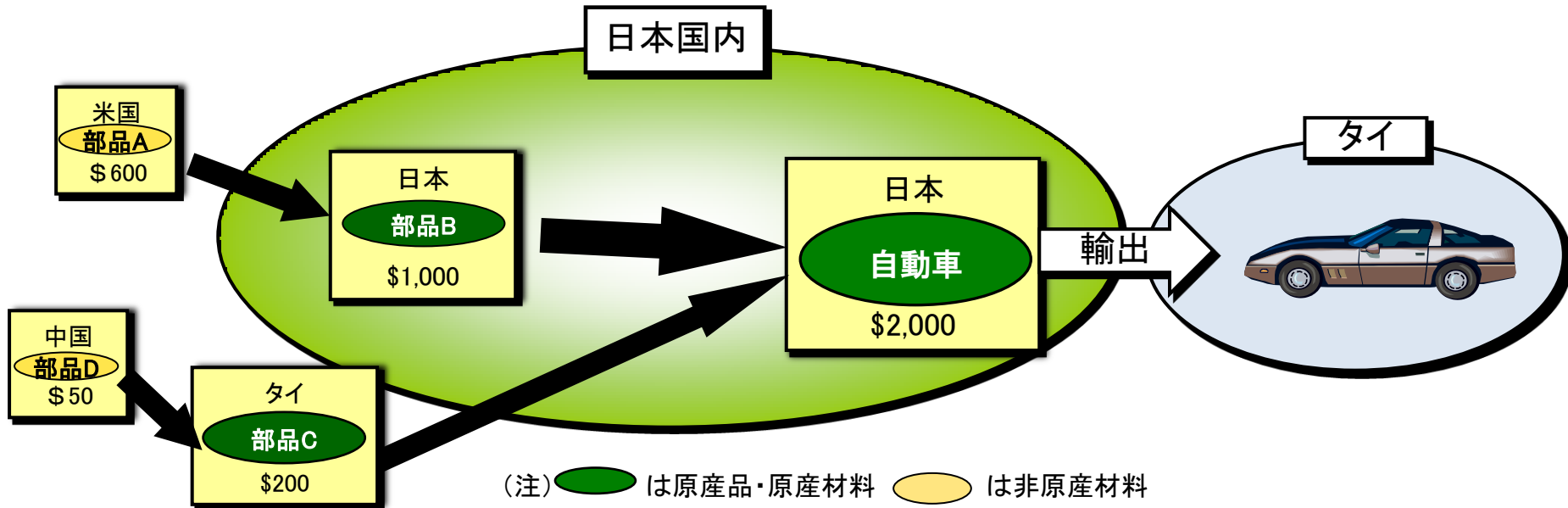
部分の保存書類・証明書類上の開示は不要

EPA原産地規則と原産性の証明-8

日本タイEPAの場合

付加価値基準の救済規定 累積規定 (Accumulation)

付加価値基準による原産品判定では、一方の当該締結国領域で当該取引品の生産材料として使用される他方の締結国の原産品は、一方の当該締結国の原産材料とみなすことができる
(日タイ協定第29条、関税分類変更基準にも適用可能)



累積規定 :

日本で自動車を生産するための材料として使用されるタイの原産品(部品C)は**日本の原産品とみなす**。

非原産材料である部品Cは、累積規定により原産材料として自動車の原産価額に積算

⇒自動車の原産資格割合 = $(2,000 - 0 / 2,000) = 100\%$

注: 部品Bも原産資格割合 $(1,000 - 600) / 1,000 = 40\%$ 以上を満足し、日本原産材料である

出所: 経済産業省原産地証明室監修「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

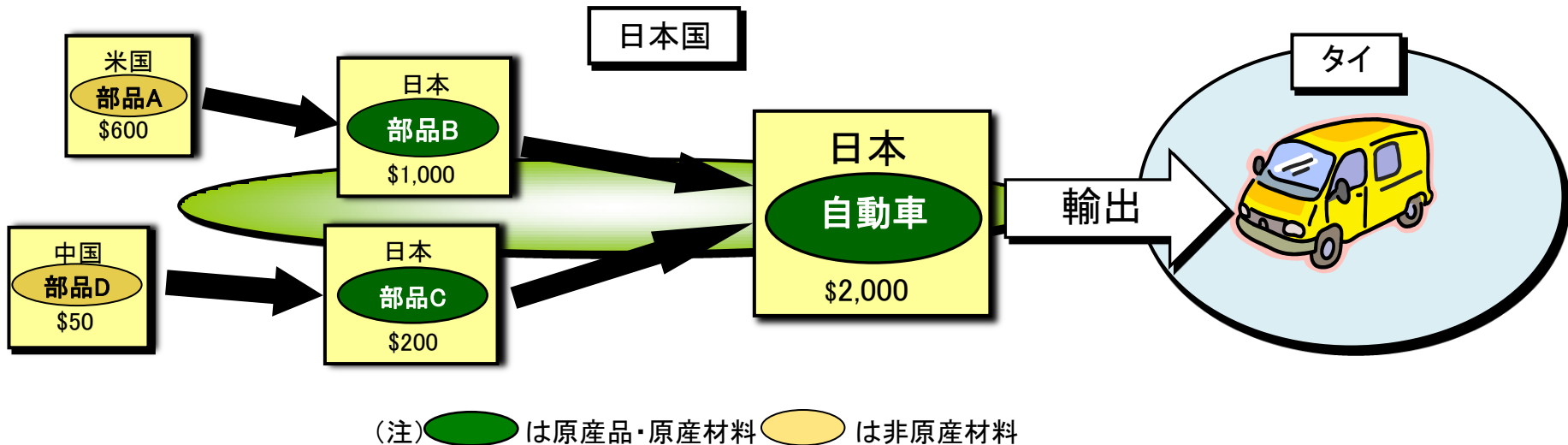
(注)これ以外の救済規定はジェトロウェブサイトの「日本のEPA原産地規則と原産品確認」マニュアルをご覧ください

EPA原産地規則と原産性の証明-9

日本タイEPAの場合

付加価値基準の救済規定 **ロールアップ規定**

付加価値基準による原産資格割合算定では、当該品の非原産材料の総額(VNM)には、当該品の原産材料生産に使用される非原産材料の価額を含めない(日タイ協定第28条7)



ロールアップ(原産材料に含まれる非原産価額を、製品の原産資格割合算定時にゼロとみなす)

非原産部品Dを用いて生産された部品Cの原産資格割合は、 $(200-50)/200=75\%$ であり、原産材料とみなされるため、最終製品の自動車の原産資格割合算定時には、部品C(\$200)は**全て原産**とみなす

出所: 経済産業省原産地証明室監修「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

(注)これ以外の救済規定はジェットウェブサイトの「日本のEPA原産地規則と原産品確認」マニュアルをご覧ください

EPA原産地規則と原産性の証明-10

日本タイEPAの場合

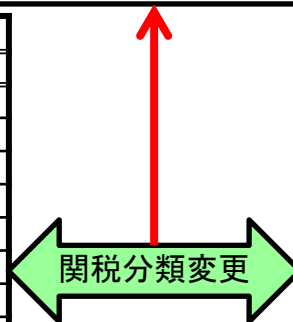
関税分類変更基準

モールド金型の原産地規則: 8479.90-8480.79

第8479.90号から第8480.79号までの各号の製品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が40%以上であること(第8479.90号から第8480.79号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない)

- (注)1. 日本・タイEPA第28条3号等: 関税分類変更基準を満足させるには、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われる事を求める付属書Ⅱに定める品目別規則は、**非原産材料についてのみ適用する**
2. 日本タイEPA第27条(j)(k)「非原産材料」とは、他の製品の生産に使用される製品であって、同条(k)「締約国の原産材料」に規定する**締約国の原産材料でないものをいう**⇒当該締約国以外の国・地域から輸入した材料及び非原産か原産か不明な材料をいう

原部材一覧表			
	品名	材質	HSコード
1	六角孔付きボルト(8本):購入品	SKS7	7318.15
2	ロケートルング用炭素鋼鋼材	S50C	7208.51
3	スルーブッシュ用炭素鋼鋼材	S50C	7208.51
4	固定側取付板用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51
5	固定側型板用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51
6	ガイドピンブッシュ炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50
7	コア用炭素鋼鋼材	S55C	7208.51
8	ガイドピン(4本):購入品	SKS7	7318.51
9	可動側型板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51
10	受け板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	SCM4	7208.51
11	リターンピン(4本)用合金工具鋼 鋼材	SKS2	7215.50
12	スペンサブロック用炭素鋼鋼材	S25C	7208.51
13	突き出しピン(4本)用炭素工具鋼鋼材	SK7	7215.50
14	突出板(上)用炭素鋼鋼材	S35C	7208.51
15	突出板(下)炭素鋼鋼材	S35C	7208.51
16	可動側取付板炭素鋼鋼材	S35C	7208.51
17	ノックピン(8本)用炭素工具鋼 鋼材	SK7	7215.50



金
型
8
4
8
0
・
4
1

説明: 全部材のHSコードを特定し全部材を非原産材料とし、金型製造を行うことによって、全部材のHSコードが4桁(項)レベルで部材のHSコードとは異なる金型HSコードに変化していれば、項の関税分類変更基準を満足したことになる、原産品確認ができたことになる

★関税分類番号が変更しない部材がある場合、その部材に要求される原産地規則を満足し原産材料にならないか、あるいは、救済規定の累積、僅少の規定を満足できないか検討する。可能であればそれを証明し、当該原産地規則を満足したことになる。

原部材のHSコードは正確であることが求められる。
最寄の税関相談官窓口を確認することをおすすめする

関税番号変更基準での確認書類の例

原産品確認表(関税分類変更基準)		2015年8月30日作成	
① 仕向け国、利用することになる経済連携協定			
仕向け国	経済連携協定	発効日	
タイ	日本タイ経済連携協定	2007/11/1	
② 輸入者情報：輸入者名、所在地、電話番号			
輸入者名	所在地	電話番号	
Jetro Trading Corp.	16th Fl. Of Nantawan Bldg. 161 Rajadamri Road, Bangkok 10330, Thailand	66-2-253-6441	
③ 原産品情報：原産品判定対象の産品のHSコード(6桁)、産品名(英語)、取引価格(円)			
HSコード(6桁)	品名(英文)	取引価格(円)	原産品判定結果
8480.71	Injection type mold for plastics	5,000,000.-	CTH(項変更)
④ 原材料情報：HSコード(6桁)、品名(英語)、原産・非原産の区別、備考(取引先名、輸入国、取引価額等)			
HSコード(6桁)	品名(英文)	原産・非原産の区別	備考
7215.50.	Carbon Steel S50C for Through-push スループッシュ用炭素鋼鋼材S50C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付: Invoice
7208.51	Carbon Steel S55C for Baseside Pattern Plate 固定側型板用炭素鋼鋼材S55C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付: Invoice
7208.51.	Carbon Steel S55C for Core コア用炭素鋼鋼材S55C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付: Invoice
7208.51.	Carbon Steel S25C for Baseside Supporting Plate 固定側取付板用炭素鋼鋼材S25C	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付: Invoice
7208.51.	Carbon Steel S25C for Spencer Block スペンサーブロック用炭素鋼鋼材	Non-originating 非原産材料	Taiwan Metal Co., Ltd. 台湾、添付: Invoice
7318.15.	Hexagon Bolt(8pcs.) 六角孔付きボルト(8本)	Originating M'tl 原産材料	MSネジ鋼、日本、添付: 宣誓書
7318.15.	Guide Pin (4pcs.) ガイドピン(4本)	Originating 原産材料	MSネジ鋼、日本、添付: 宣誓書
7208.51.	Strong Chromium Molybdenum Steel Plate SCM4 for Moving side pattern Plate 可動側型板用高強度クロムモリブデン鋼鋼板 SCM4	Originating 原産材料	JTC金属鋼、日本、添付: 宣誓書
7208.51.	Strong Chromium Molybdenum Steel Plate SCM4 for Holding Plate 受け板用高強度クロムモリブデン鋼鋼板 SCM44	Originating 原産材料	JTC金属鋼、日本、添付: 宣誓書
7208.51.	Carbon Steel S50C for Locate-Ring ロケートルング用炭素鋼鋼材 S50C	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付: 宣誓書
7215.50.	Alloy Tool Steel SKS2 for Return Pin リターンピン用合金工具鋼鋼材 SKS2	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付: 宣誓書
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Guide Pin Bush ガイドピンブッシュ炭素工具鋼鋼材 SK7	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付: 宣誓書
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Push Pin 突出ピン用炭素工具鋼鋼材 SK7	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付: 宣誓書
7215.50.	Carbon Tool Steel SK7 for Knock-pin ノックピン(8本)用炭素工具鋼鋼材	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付: 宣誓書
7208.51.	Carbon Steel S35C for Stick Plate (Upper) 突出板(上)用炭素鋼鋼材 S35C	Originating 原産材料	日本鉄鋼鋼、日本、添付: 宣誓書

添付資料:

1. インボイス
(台湾製部品)
2. 宣誓書
(MSネジ(株))
3. 宣誓書
(JTC金属(株))
4. 宣誓書
(日本鉄鋼(株))

これらの確認書類は全て5年間の保管義務があり、特定原産地証明書発給システム「原産品判定依頼書」の誓約に基づき両締約国政府および政府の指定する関係機関の要請に基づいて提出することもある

(注) 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、日本商工会議所、日本貿易振興機構に個別にご相談ください。

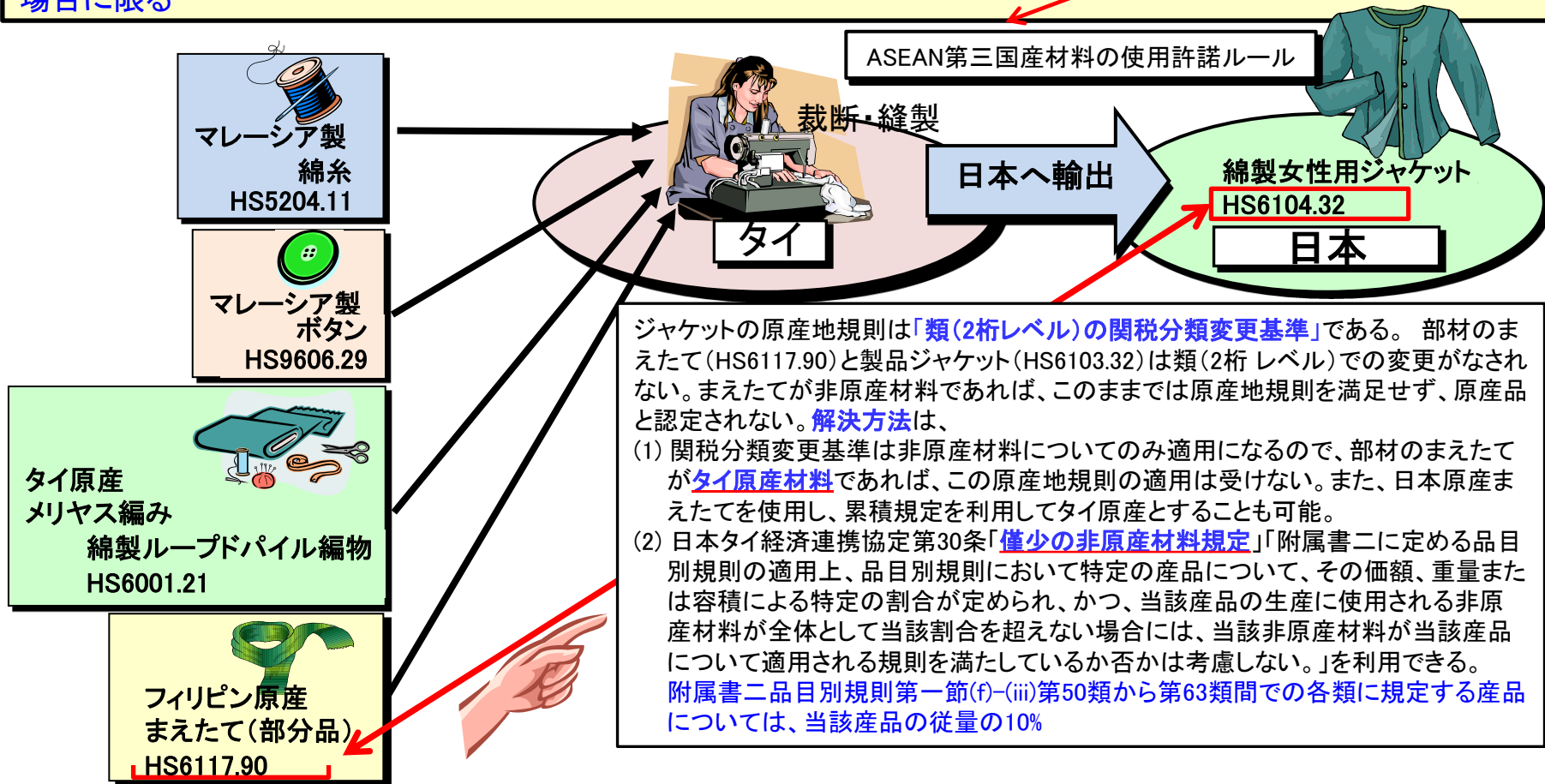
https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

EPA原産地規則と原産性の証明-11

日本タイEPAの場合

関税分類変更基準と救済規定

品目別原産地規則(第61類 衣類及び衣類付属品(メリヤス編み又はクロス編みのものに限る) 第6101-6117項 第6101項から第6117項までの各項の製品への他の類の材料からの変更(第5007項、第5111項から第5113項までの各項、第5408項から第5512項までの各項、第5309項から第5311項までの各項、第5407項、第5408項、第5512項から第5516項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが**いずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国においてメリヤス編みされ、又はクロス編みされた場合に限る**)



関税分類変更基準の救済規定(2)使用の書類例-1

Sam Garments Co., Ltd.
1-12-32 Akasaka, Minato-ku, Tokyo
107-6006 Japan
Phone: 03-3582-5171 Fax: 03-3582-5171

サム衣類株式会社
東京都港区赤坂1-12-32
電話: 03-3582-5171 Fax: 03-3582-5171

2015年12月1日

「まえたて」の僅少の非原産材料規定条件を満たす証明

綿製女性用ジャケット(型番JTR0812番)の原産性確認用

弊社製綿製女性用ジャケット(型番JTR0812番、HS 6103.32)の原産性確認のために中国製「まえたて」(非原産材料)が「僅少の非原産材料規定」の条件を満たしていることを以下証明する。

記

僅少の非原産材料規定使用の対象材料: 「まえたて」(型番JTR0812-007、HS 6103.32) 中国産品

輸出先: タイ国

適用対象協定: 日本タイ経済連携協定

僅少の非原産材料規定の条件: 第50類～第63類 繊維製品 ⇒ 製品全体の重量の10%以下
(日タイ協定附属書二に定める僅少の非原産材料の割合)

対象生産品と重量: 綿製女性用ジャケット(型番JTR0812番、HS 6103.32) 550g/総重量

対象部分品と重量: 中国産「まえたて」(型番JTR0812-007、HS6117.90) 20g/重量

算定: $20g/550g \times 100 = 3.6\%$ ($3.6\% > 10\%$)

算定結果による結論: 本「まえたて」は本来、非原産材料であるが、「僅少の非原産材料規定」(協定第30条)の条件を満たし、上記生産品“綿製女性用ジャケット”の関税分類変更基準による原産性確認に際し、無視する。

以上

衣料好雄
代表取締役社長
サム衣類株式会社

社印

(注1) 「綿製女性用ジャケット」の関税分類変更基準による原産性確認の保存書類にインボイスと共に添付して保存する

(注2) 本書式はあくまで事例であり、実際の運用に際しては、日本商工会議所、日本貿易振興機構に個別にご相談ください。

日本商工会議所 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

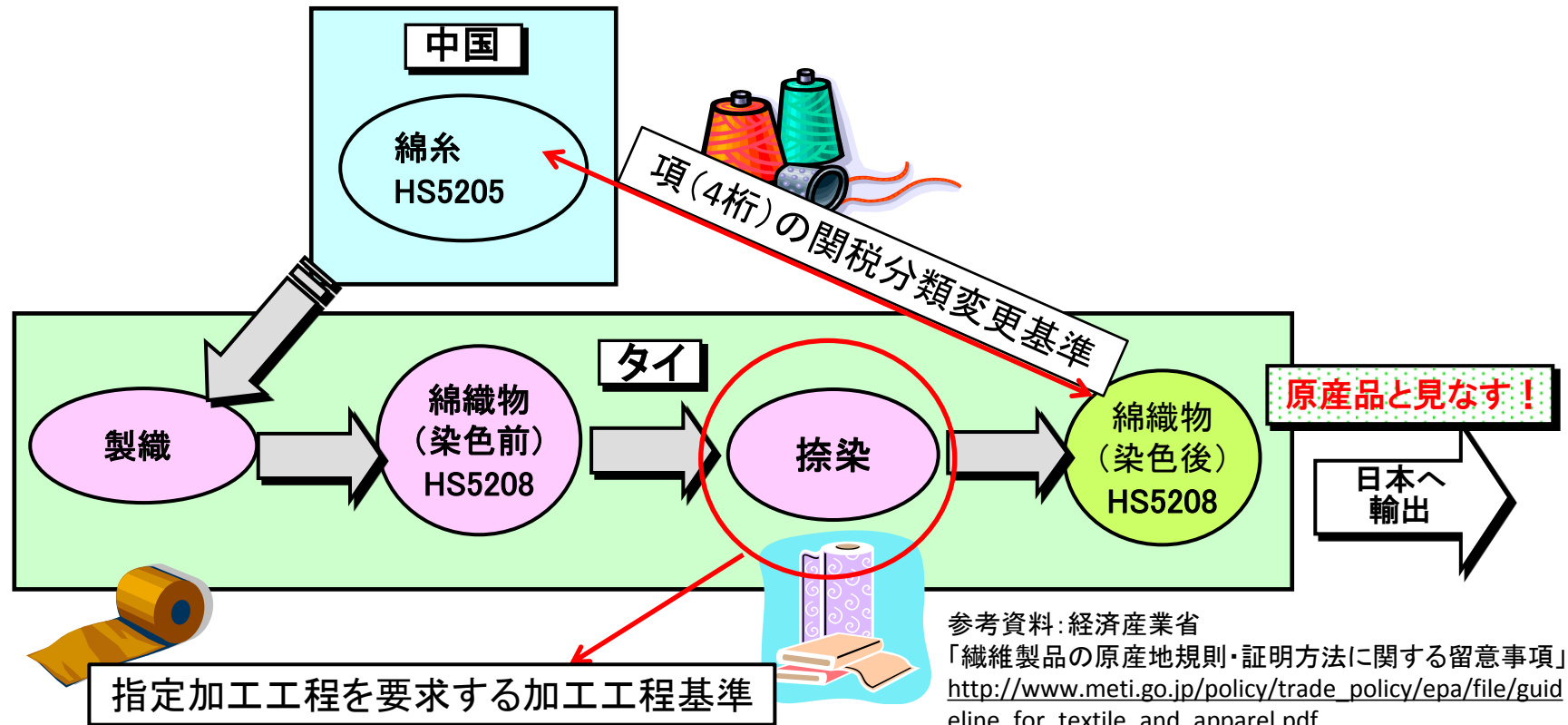
EPA原産地規則と原産性の証明-12

日本タイEPAの場合

加工工程基準

附属書二品目別規則 第52類 綿及び綿織物 5208-5212

第5208項から第5212項までの各項の産品への第5204項から第5207項までの各項の材料からの変更
(織物がいずれかの締約国において浸染され、又は、なせんされる場合に限る)



参考資料-2

ジェトロ

国・地域別活用マニュアル <http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/>

日本のEPA原産地規則と輸出製品の原産性確認・保存書類の例

http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/epa/pdf/japan_epa_export_all.pdf

日本のEPA原産地規則と原産品確認

http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/epa/pdf/japan_epa_rules_all.pdf

これだけは知っておきたいEPA/FTA要点と注意点

https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/epa/pdf/epa_fta_all_201511.pdf

経済産業省

EPAの概要と原産地規則 http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/rule_of_origin_epa.pdf

(概要資料)原産地規則解説 http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/roo_manual.pdf

原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline.pdf

繊維製品の原産地規則・証明方法に関する留意事項

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/guideline_for_textile_and_apparel.pdf

税関

経済連携協定(EPA)に係る原産地規則の概要(初学者向け資料)

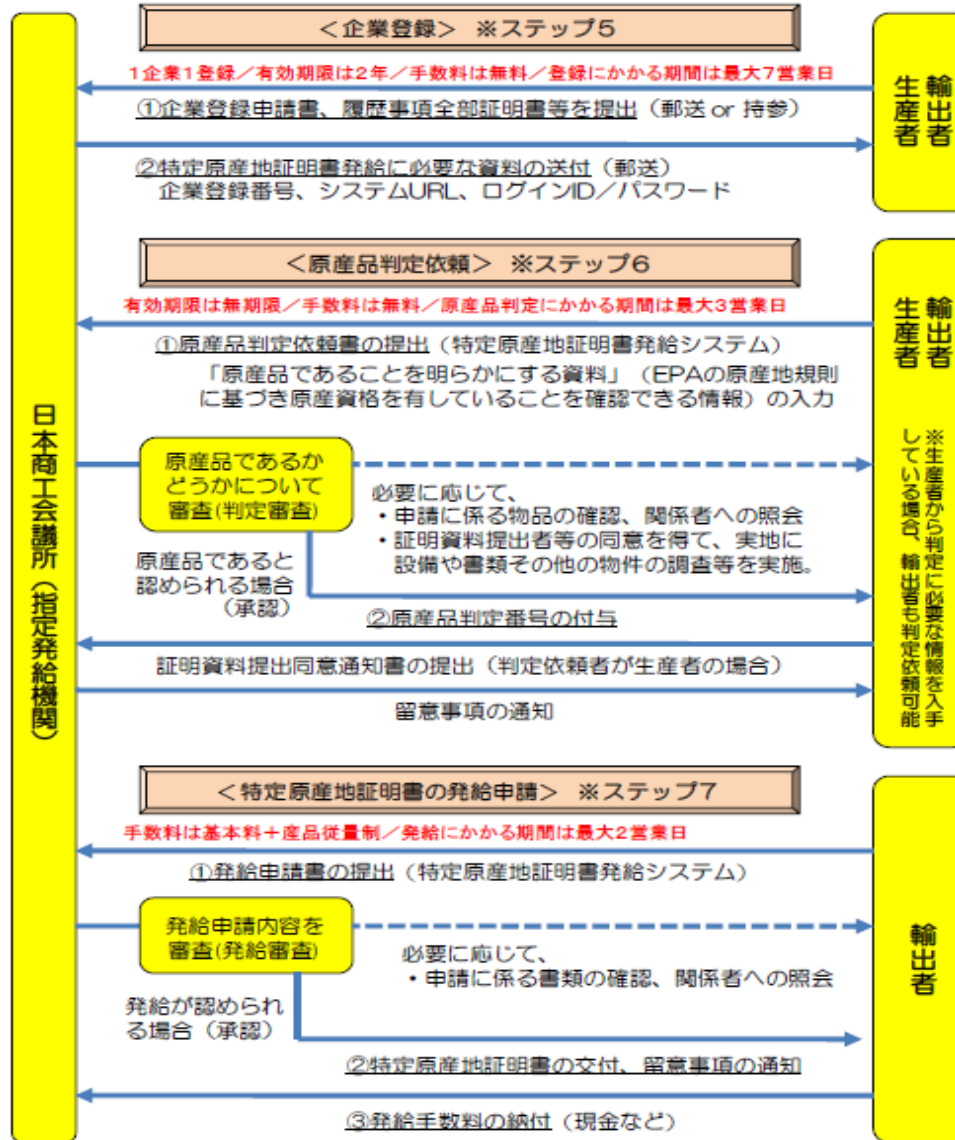
http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gensanchi/gaiyou_epa.pdf

我が国の原産地規則の概要(EPA特惠原産地規則)

<http://www.customs.go.jp/roo/origin/epa.pdf>

特定原産地証明書発給申請

【特定原産地証明書の発給に関する手続きの流れ】



出所: 日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請マニュアル」

特定原産地証明書発給申請マニュアル

申請先は日本商工会議所

<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki.pdf>

特定原産地証明書発給申請マニュアル

＝ 経済連携協定共通 ＝

【二国間経済連携協定】 (国名50音順)

(対象国)

インド、インドネシア、オーストラリア、スイス、タイ、チリ、
フィリピン、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、
メキシコ

【多国間経済連携協定】

(対象地域) アセアン

<発効年月日>

日メキシコ協定	2005年 4月 1日
日マレーシア協定	2006年 7月 13日
日チリ協定	2007年 9月 3日
日タイ協定	2007年 11月 1日
日インドネシア協定	2008年 7月 1日
日ブルネイ協定	2008年 7月 31日
日アセアン協定	2008年 12月 1日
日フィリピン協定	2008年 12月 11日
日スイス協定	2009年 9月 1日
日ベトナム協定	2009年 10月 1日
日インド協定	2011年 8月 1日
日ペルー協定	2012年 3月 1日
日オーストラリア協定	2015年 1月 15日

平成27年10月

経済産業省貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室 監修

日本商工会議所

特定原産地証明書の取得や EPA 活用に関するお問合せ先

- 日本商工会議所は、経済産業大臣から経済連携協定（EPA）に係る特定原産地証明書の発給事務を行う指定発給機関としての指定を受けています。
- EPA全般に関するお問合わせ（ビジネス相談含）については、日本貿易振興機構（ジェトロ）まで、EPA関連法令については、経済産業省原産地証明室までご連絡ください。
- 特定原産地証明書発給については、日商国際部および日商事務所までご連絡ください。

<特定原産地証明書に関する相談>

日本商工会議所国際部 特定原産地証明担当			TEL：03-3283-7850
判定	発給	日商事務所	
	○	札幌事務所 (札幌商工会議所内)	TEL：011-231-1332
	○	仙台事務所 (仙台商工会議所内)	TEL：022-265-8126
	○	黒部事務所 (黒部商工会議所内)	TEL：0765-52-0242
	○	金沢事務所 (金沢商工会議所内)	TEL：076-263-1161
	○	千葉事務所 (千葉商工会議所内)	TEL：043-227-4101
○	○	東京事務所 (東京商工会議所内)	TEL：03-3283-7771
○	○	横浜事務所 (横浜商工会議所内)	TEL：045-671-7406
○	○	浜松事務所 (浜松商工会議所内)	TEL：053-452-1112
	○	清水事務所 (静岡商工会議所内)	TEL：054-353-3401
	○	富士事務所 (富士商工会議所内)	TEL：0545-52-0995
○	○	名古屋事務所 (名古屋商工会議所内)	TEL：052-223-5720
	○	蒲郡事務所 (蒲郡商工会議所内)	TEL：0533-68-7171
	○	豊川事務所 (豊川商工会議所内)	TEL：0533-86-4101
	○	四日市事務所 (四日市商工会議所内)	TEL：059-352-8191
	○	福井事務所 (福井商工会議所内)	TEL：0776-33-8253
○	○	京都事務所 (京都商工会議所内)	TEL：075-212-6410
○	○	大阪事務所 (大阪商工会議所内)	TEL：06-6944-6216
	○	神戸事務所 (神戸商工会議所内)	TEL：078-303-5806
	○	岡山事務所 (岡山商工会議所内)	TEL：086-232-2266
	○	広島事務所 (広島商工会議所内)	TEL：082-222-6651
	○	福山事務所 (福山商工会議所内)	TEL：084-921-2346
	○	高松事務所 (高松商工会議所内)	TEL：087-825-3501
○	○	福岡事務所 (福岡商工会議所内)	TEL：092-441-1114
○	○	北九州事務所 (北九州商工会議所内)	TEL：093-541-0185

<EPA関連法令に関する相談>

経済産業省 原産地証明室 (※認定輸出者制度含む)	TEL：03-3501-0539
---------------------------	------------------

特定原産地証明書についてよくある問合せと参考資料

<よくある問合せ>

1. 遡及発給

照会: 輸入国で既にMFN税率を適用されて通関した貨物に対して、輸出国でEPA用特定原産地証明書を遡及発給して輸入国税関に提出し支払った関税の還付を受けられないか？

回答: いったん通関し内貨になったものに遡及発給された特定原産地証明書の原本を輸入国税関に提出しても、支払った関税の還付は受けられない。還付制度のある輸入国では輸入通関時に、輸入申告書などに特定原産地証明書が間に合わないのでは後日提出する旨の申告をして許可を受ける必要あり。

2. 小額輸入申告の特定原産地証明書の提出

照会: 2,000USドルを超えない、または輸入国が規定する額を超えない貨物の場合(日本:20万円)には、提出を要しない(日本タイEPA)などの規定により、特定原産地証明書の提出は不要ですね？

回答: 輸入国の国内法を調べて、限度額をチェックする。日本の場合の限度額20万円は、インボイス価格でなく、課税価格なので要注意。さらに、限度額以下であれば特定原産地証明書提出は不要だが、当該産品に要求されている原産地規則を満足した原産品でなければならない。輸入国税関から原産品であることの説明を求められた場合、明確に原産品であることの説明が必要。

参考資料:

税関 原産地証明書Formと記載内容

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gensanchi/hikaku.htm

税関 原産地証明書記載要領 <http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/asean/kisaiyouryou.pdf>

<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm>

日本商工会議所 発給マニュアル <http://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki8.pdf>

ジェトロ 日本とASEAN諸国のEPAに関する輸入通関手続き:

http://www.jetro.go.jp/theme/wtofta/procedure/pdf/asean_customs_clearance.pdf

原産品判定後の社内管理

特定原産品の維持管理

非原産材料を使用し、実質的変更基準を満たすもの。

特定原産品の認定を受け、継続してその特定原産品をEPA税率を利用して締約国の輸入者が輸入する場合、輸出者は輸出の度に、認定された特定原産品認定番号を使って特定原産地証明書発給を受ける。この場合、特定原産品は原産品判定時に用いた判定基準を満たしていなければならない。

- 1-1 付加価値基準であれば、使用した基準値をクリアしていなければならない。
原産品判定番号取得後、売値が下がったり、原材料の値上がりや人件費の上昇など原価要素が変化した場合、基準値(閾値)をクリアしているか否かのチェックが必要である。
- 1-2 関税分類変更基準であれば、使用していた原材料は変更してはならない。
原材料を変更した場合は、新たに原産品判定からやり直さなければならない。
- 1-3 加工工程基準であれば、原産品判定依頼時に申請した加工工程が引き続き行われていることの確認が必要である。

なお、継続して同じ原産品判定番号で特定原産地証明書の発給を受けている場合でも、最低1回/半年はチェックが必要である。

基準値(閾値)をクリアせず、今後もクリアする見込みのない場合、取り扱い担当商工会議所に報告して原産品判定結果(番号)を取り消す必要がある。

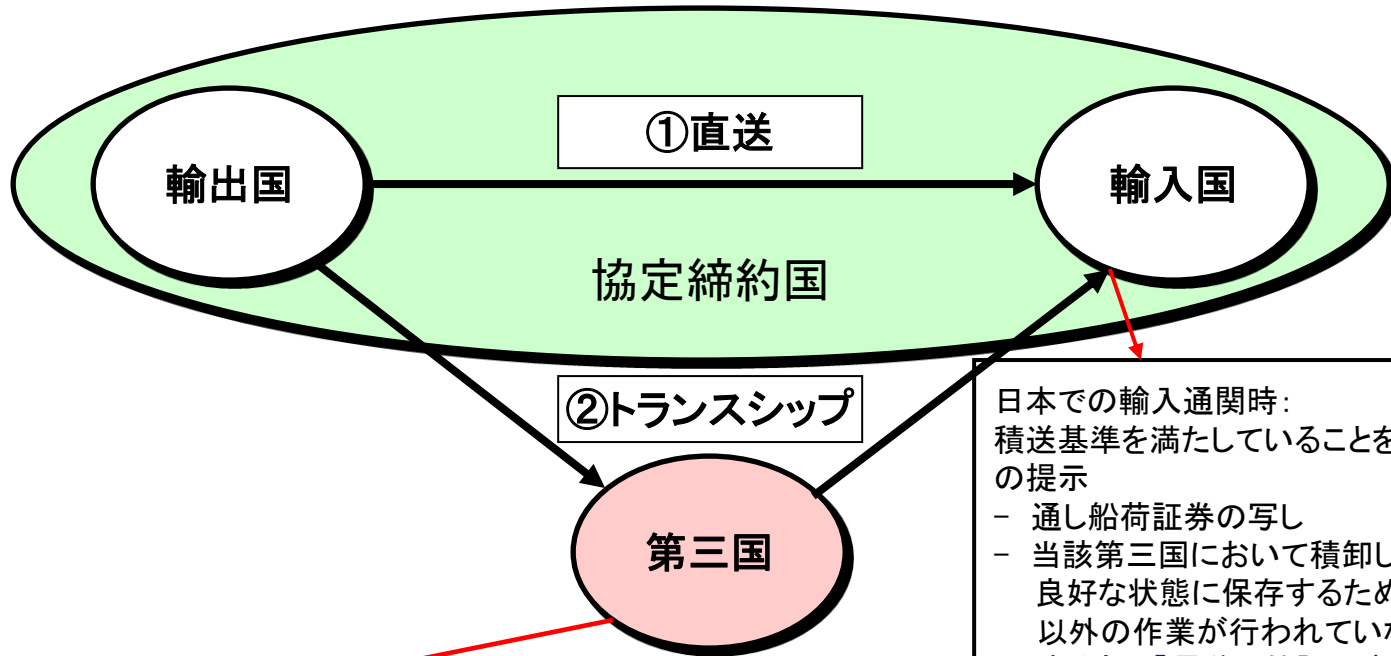
特定原産地証明書受給者の遵守義務

日本タイEPAの場合

1	原産品でなかった事等の通知義務	輸出者(申請者)	生産者(原産品判定資料提出者)
	1-1 原産地証明書発給を受けた産品が原産品でなかったこと	5年	5年
	1-2 原産地証明書記載に誤りが生じたこと (申請者の記載、資料の内容の誤りによる)	1年	—
	1-3 提出済資料の内容に誤りがあったこと	—	1年
	1-4 原産地証明書記載事項に変更があったこと	1年	—
2	書類の保存	当該特定原産地証明書発行日から5年間 (日本ブルネイ協定、日本ASEAN協定は3年間保管義務) 書類の保存がない場合、原産品確認手続きが円滑に対応できず、最終的には特惠関税否認の可能性がある	
	2-1 原産地証明書発給を受けた産品に関する書類で、 2-2 産品の原産性を明確にするための資料内容の事実証明するために必要な書類		
3	原産地証明書受給者、特定証明資料提出者の報告等	その同意拒否の場合、特定原産地証明書発給決定取消、相手国の当局への発給取消を通報する可能性がある	
	特定原産品でなかったことなどの通知義務遵守確認のため、原産地証明書受給者、特定証明資料提出者に経済産業大臣または指定発給機関が、 その同意を得て報告要請、実地検査できる		
4	原産品であるか否かについての確認 経済連携協定における輸入国の関連当局は輸出国から輸入される産品が当該輸出国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出国の権威ある政府当局に対し、以下の要求ができる	原産品確認手続きが円滑に対応できず、最終的には特惠関税否認の可能性がある	
	4-1 相手国政府から日本国政府に情報提供要請	3カ月以内に回答	
	4-2 相手国政府が必要な日本国政府への追加情報提供要請	2カ月以内に回答	
	4-3 4-1、4-2で満足しない場合、日本国政府が相手国政府当局の立会いの下に実地に生産設備を確認すること等の要請	30日以内に回答	
5	原産地証明書の返納義務	不要になった時、速やかに返納	

積送基準と証明

積送基準を満たすための条件



<トランスシップの場合の条件>

積み替えまたは一時蔵置のために第三国を経由して輸送される場合-当該第三国において積卸しおよび産品を良好な状態に保存するために必要な作業以外の作業が行われていないこと-

★加工を加えず、原産性を維持していること!

日本での輸入通関時:
積送基準を満たしていることを証明する書類の提示

- 通し船荷証券の写し
- 当該第三国において積卸しおよび産品を良好な状態に保存するために必要な作業以外の作業が行われていないことを証明するもの「運送要件証明書」

日本の場合:
当該第三国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書またはその他税関長が適当と認める書類
(関税法施行令第61条第1項第2号口)

本誌15頁「原産地規則-2」参照

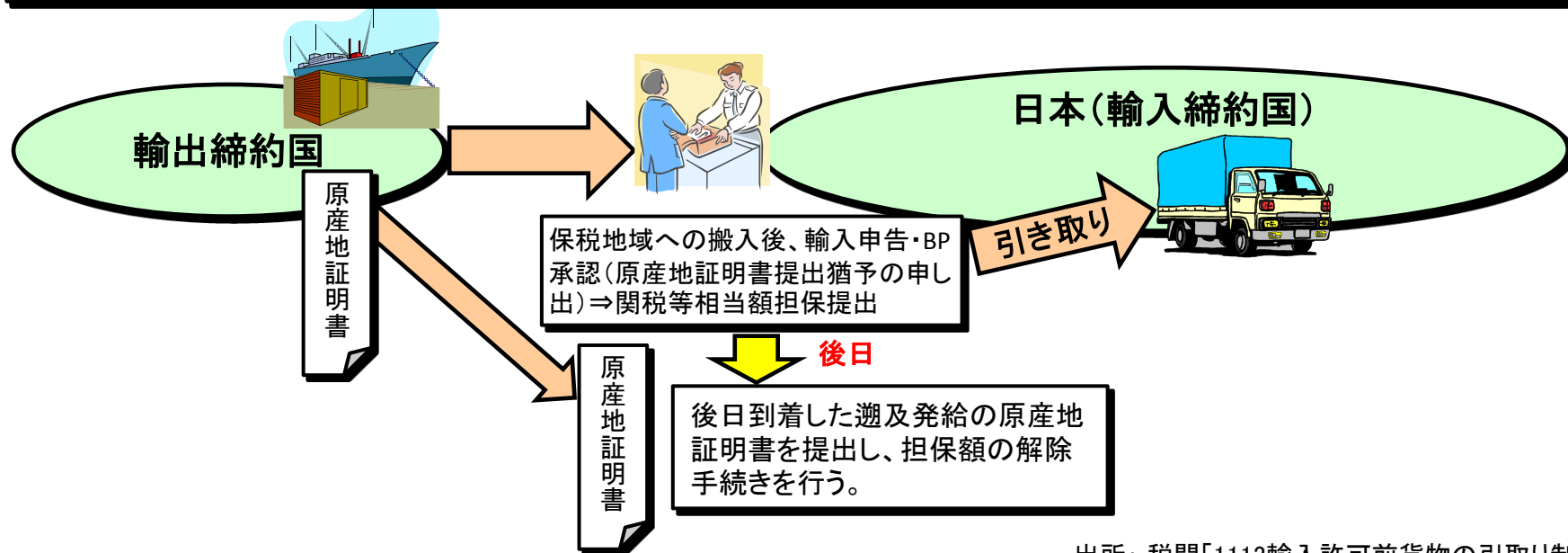
EPA特恵関税適用申告した輸入通関手続き

日本の許可前引き取り承認制度

輸入貨物は、輸入の許可を受けなければ国内に引き取ることはできない。しかし、この原則をあくまで厳守して貨物を長く保税地域に留置させることは、輸入者の商取引上商機を逸することにもなり、適当でない場合がある。以下のような貨物について日本では輸入の許可前に貨物を直ちに引き取ることが可能となる許可前引き取り承認制度 (Before Permit: BP) を導入している。なお、許可前引き取り承認制度を利用する場合には、関税等相当額の担保を税関に提出した上で税関長の承認を受ける必要がある。(関税法第73条)

- ・貴重品や危険物、変質・損傷のおそれがあり、特に引取りを急ぐもの
- ・展示会等へ出品するもので時間的制約があるとき
- ・特恵税率又は経済連携協定に基づく税率の適用のため必要とされる原産地証明書の提出が遅れるとき
(ただし、いずれの場合も「原産地証明書の提出猶予」の承認を受けた場合に限りませう。)
- ・陸揚げ後に数量を確定させる契約による貨物であり、輸入申告時に貨物の数量が確定していないとき

参考：東南アジア諸国の同種制度 https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/procedure/pdf/asean_customs_clearance.pdf
メキシコ、チリの同種制度 https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/procedure/pdf/mx_cl_customs_clearance.pdf



出所：税関「1113輸入許可前貨物の引取り制度」

三国間貿易(仲介貿易)

日本タイEPAの場合

運用上の手続き規則 Operational Procedures Invoice of non-Party

SECTION 2 RULES OF ORIGIN Part 1 Certificate of origin (COO) Rule 7: Invoice of a non-Party

The customs authority of the importing Party may accept a certificate of origin in cases where the invoice is issued by either a natural person or a juridical person located in a non-Party.

Appendix 1- B (JAPAN)

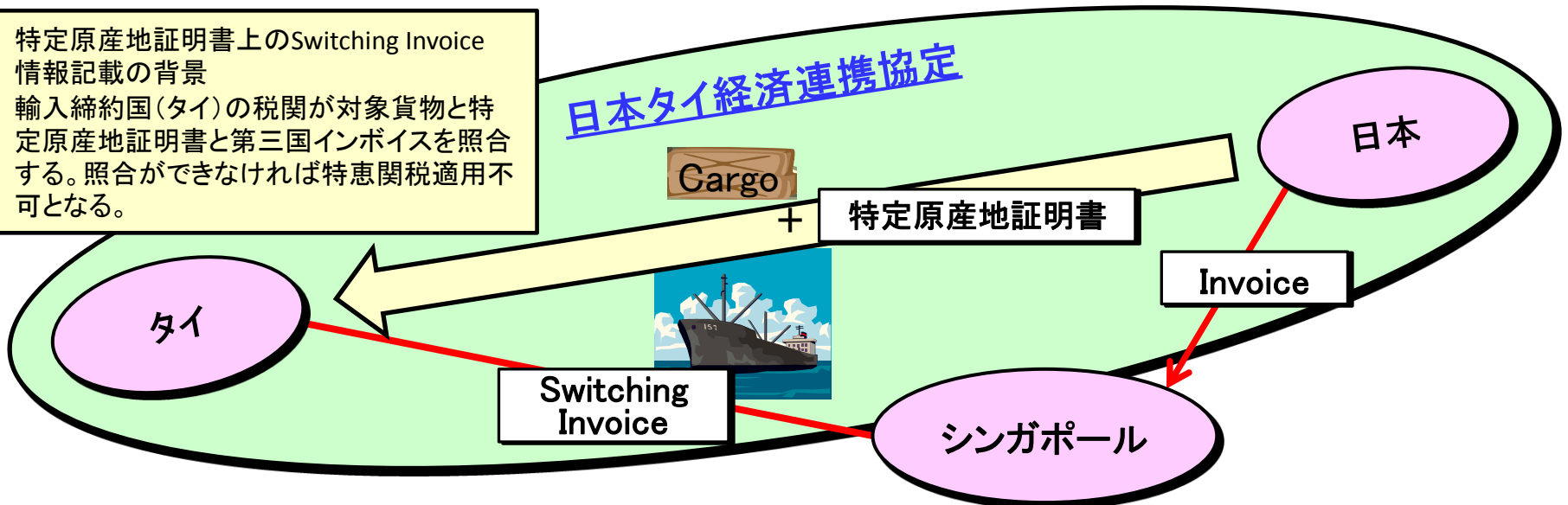
Field 7: Indicate the invoice number and date for each good. The invoice should be the one issued for the importation of the good into Thailand.

If the invoice is issued by a person different from the exporter or its authorised agent to whom the certificate of origin is issued and the person who issues the invoice is located in a non-Party, it should be indicated in field 8 that the goods are invoiced in a non-Party, identifying the full legal name and address of the person that issues the invoice. In an exceptional case where the invoice number of an invoice issued in a non-Party is not known at the time of issuance of the certificate of origin, field 7 should indicate the invoice number and the date of the invoice issued by the exporter to whom the certificate of origin is issued and it should be indicated in field 8 that the goods will be invoiced in a non-Party, identifying the full legal name and address of the person that will issue the invoice.

<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/op.pdf>

特定原産地証明書上のSwitching Invoice
情報記載の背景

輸入締約国(タイ)の税関が対象貨物と特定原産地証明書と第三国インボイスを照合する。照合ができなければ特恵関税適用不可となる。



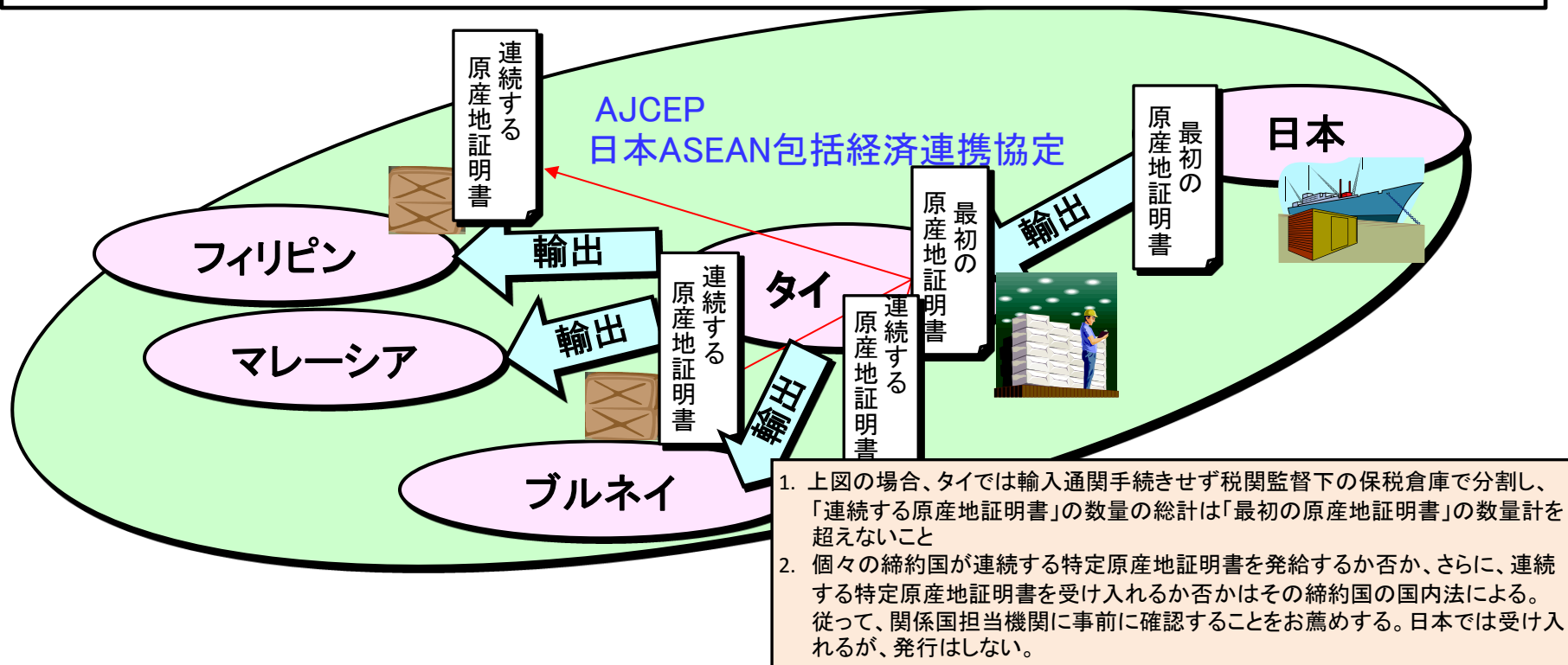
連続する原産地証明書 (Back-to-Back CO)

日本ASEAN包括的経済連携協定の場合

Back-to-Back規定 附属書4 運用上の証明手続 第3規則

4 (a) 第二規則5の規定にかかわらず、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体によって原産地証明書(以下この4において「最初の原産地証明書」という。)が発給された原産品が輸入締約国から他の締約国に輸出される場合において、当該輸入締約国における輸出者又は権限を与えられたその代理人が有効な最初の原産地証明書を提示して申請を行うときは、当該輸入締約国の権限のある政府当局又はその指定団体は、当該原産品のための新たな原産地証明書として、連続する原産地証明書を発給することができる。

(b) (a)の規定に基づき連続する原産地証明書が発給される場合には、第三章及びこの附属書に規定する「輸出締約国の原産品」については、その権限のある政府当局又はその指定団体が最初の原産地証明書を発給した締約国の原産品とみなす
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/pdfs/ajcep_k4.pdf



本資料に関するお問い合わせ

日本貿易振興機構(ジェトロ)
貿易投資相談課

貿易投資相談受付専用

電話: 03-3582-5651

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

不許複製 禁無断転載